

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 26 回委員会年次会合報告書

2019 年 10 月 17 日
南アフリカ、ケープタウン

第 26 回委員会年次会合報告書

2019 年 10 月 17 日

南アフリカ、ケープタウン

議題項目 1. 開会

1. 第 26 回委員会年次会合（CCSBT 26）の議長をサーサ・ピーハ氏（南アフリカ）が、副議長を太田慎吾氏（日本）がそれぞれ務めることが確認された。
2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合を開会した。

1.1 議題の採択

3. 議題は別添 1 のとおり採択された。
4. 会合の参加者リストは別添 2 のとおりである。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、別添 3 の第 26 回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT 27 の議長及び副議長の選出及び開催地の選定

6. 日本が CCSBT 27 の議長を、オーストラリアが副議長を務める。
7. 日本及びオーストラリアは、CCSBT 27 の閉会后可能な限り速やかに議長及び副議長をそれぞれ指名し、事務局に対して候補者を通知すると述べた。

議題項目 4. その他の事項

8. 委員会は、事務局長との契約に関する拡大委員会の決定について討議した。委員会は、現事務局長との契約を次の 1 期（2023 年 10 月 30 日まで）も更新すること、及び事務局長との更新契約への署名については従前の方法に従うことに合意した。

議題項目 5. 会合報告書の採択

9. 報告書が採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会合は 2019 年 10 月 17 日午後 2 時 23 分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第26回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書



別添 1

議題

第 26 回みなみまぐろ保存委員会年次会合

1. 開会
 - 1.1. 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT 27 の議長及び副議長の選出及び開催地の選定
4. その他の事項
5. 会合報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第26回委員会年次会合

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|---|-----------|-------|--|---|--|----------------------|-----|------------------------------------|
| COMMISSION CHAIR | | | | | | | | |
| Saasa | PHEEHA | Mr | Acting Chief Director, Marine Resources Management | Department of Agriculture, Forestry and Fisheries | South Africa | | | saasap@daff.gov.za |
| COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR | | | | | | | | |
| Frank | MEERE | Mr | | | Australia | | | fmeere@aapt.net.au |
| SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR | | | | | | | | |
| Kevin | STOKES | Dr | | | NEW ZEALAND | | | kevin@stokes.net.nz |
| ECOLOGICALLY RELATED SPECIES WORKING GROUP CHAIR | | | | | | | | |
| Alexander | MORISON | Mr | | | Australia | | | morison.aqsci@gmail.com |
| MEMBERS | | | | | | | | |
| AUSTRALIA | | | | | | | | |
| Cindy | BRISCOE | Ms | Deputy Secretary | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6272 2100 | | cindy.briscoe@agriculture.gov.au |
| Melissa | BROWN | Ms | Assistant Secretary | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6271 6359 | | melissa.brown@agriculture.gov.au |
| Bertie | HENNECKE | Dr | Assistant Secretary | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6272 4277 | | Bertie.Hennecke@agriculture.gov.au |
| George | DAY | Mr | Director | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6271 6466 | | george.day@agriculture.gov.au |
| Matthew | DANIEL | Mr | Manager SBT Fishery | Australian Fisheries Management Authority | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6225 5338 | | Matthew.Daniel@afma.gov.au |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|------------|-----------|-------|-------------------------|---|---|----------------------|-----|--------------------------------|
| Neil | HUGHES | Mr | Assistant Director | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6271 6306 | | neil.hughes@agriculture.gov.au |
| Sean | SLOAN | Mr | Executive Director | Fisheries and Aquaculture Primary Industries and Regions SA - PIRSA | GPO Box 1671 Adelaide SA 5001 Australia | 61 8 8429 0111 | | Sean.Sloan@sa.gov.au |
| Brian | JEFFRIESS | Mr | Chief Executive Officer | Australian SBT Industry Association Ltd | PO Box 416, Fullerton, SA, 5063, Australia | 61 419 840 299 | | austuna@bigpond.com |
| Terry | ROMARO | Mr | Managing Director | Ship Agencies Australia | PO Box 1093, Fremantle, WA, 6160, Australia | 61 8 9335 5499 | | terryromaro@aol.com |
| Craig | HUGHES | Mr | Operations Manager | Blaslov Fishing group | PO Box 3653, Port Lincoln, SA, 5606 | 61 42 884 3403 | | craig@blaslovfishing.com.au |

INDONESIA

| | | | | | | | | |
|------------|-----------|----|--|--|--|----------------------------|----------------------------|---|
| Trian | YUNANDA | Mr | Deputy Director for Fish Resource in Indonesia EEZ and High Seas | Directorate General of Fisheries, Ministry of Marine Affairs and Fisheries | Gedung Mina Bahari II Lt. 14, Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat, Indonesia | 62 21 34530 08 08 | 62 21 34530 08 08 | tryand_fish@yahoo.com sdi.djpt@yahoo.com |
| Zulkarnaen | FAHMI | Mr | Head of Research Institute for Tuna Fisheries | Ministry of Marine Affairs and Fisheries | Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia | 62 361 72620 1 47 | 62 361 84974 | fahmi.p4ksi@gmail.com |
| Riana | HANDAYANI | Ms | Head of Section for Fish Resources Governance in Indonesia EEZ and High Seas | Directorate General of Fisheries, Ministry of Marine Affairs and Fisheries | Gedung Mina Bahari II Lt. 14, Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat, Indonesia | 62 21 34530 08 08 | 62 21 34530 08 08 | sdi.djpt@yahoo.com |
| Rahmat | MULIANDA | Mr | Deputy Director for Fisheries | National Development Planning Agency (BAPPENAS) | Jalan Taman Suropati No. 2, Jakarta Pusat 10310, Indonesia | 62 21 31079 60 60 | 62 21 31079 60 60 | kelautan@support.bappenas.g o.id |
| Roby | FADILAH | Mr | Deputy Director for Governance and Product Development for Marine and Maritime | National Development Planning Agency (BAPPENAS) | Jalan Taman Suropati No. 2, Jakarta Pusat 10310, Indonesia | 62 21 31079 60 60 | 62 21 31079 60 60 | kelautan@support.bappenas.g o.id |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|--------------|-----------|-------|-----------------------|--|--|-------------------------|-------------------------|------------------------------|
| JAPAN | | | | | | | | |
| Shingo | OTA | Mr | Counsellor | Fisheries Agency Government of JAPAN | 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo | 81-3- 3591- 1086 | 81-3- 3504- 2649 | shingo_ota810@maff.go.jp |
| Yuki | MORITA | Mr | Assistant Director | Fisheries Agency Government of JAPAN | 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo | 81-3- 3591- 1086 | 81-3- 3504- 2649 | yuki_morita470@maff.go.jp |
| Takatsugu | KUDOH | Mr | Section Chief | Fisheries Agency Government of JAPAN | 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo | 81-3- 6744- 2364 | 81-3- 3504- 2649 | takatsugu_kudo250@maff.go.jp |
| Tomoyuki | ITOH | Dr | Group Chief | National Research Institute of Far Seas Fisheries | 5-7-1 Orido, Shimizu, Shizuoka 424- 8633, Japan | 81 54 336 6000 | 81 543 35 9642 | itou@fra.affrc.go.jp |
| Shogo | SHINOHARA | Mr. | Assistant Director | Fishery Division, Economic Affairs Bureau Ministry of Foreign Affairs of Japan | 2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100- 8919 JAPAN | +81-3- 5501- 8338 | +81-3- 5501- 8332 | shogo.shinohara@mofa.go.jp |
| Jun | YAMASHITA | Mr | President | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Hideto | UETAKE | Mr | Advisor | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Takaaki | ANDO | Mr | Advisor | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Kenichi | NISHIKAWA | Mr | Advisor | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Kiyoshi | KATSUYAMA | Mr | Special Advisor | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Hiroyuki | YOSHIDA | Mr | Deputy Director | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Hiroyuki | IZUMI | Mr | Assistant Director | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|------------|-----------|-------|-------------------|---|---|-----------------|-----------------|----------------------------------|
| Hirohito | IKEDA | Mr | Managing Director | National Ocean Tuna Fishery Association | 7th Floor, Co-op Bldg, 1-1-12 Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047 Japan | +81-3-3294-9634 | +81-3-3294-9607 | hirohito98@hotmail.com |
| Satoru | SHIMIZU | Mr | Secretariat | National Ocean Tuna Fishery Association | 7th Floor, Co-op Bldg, 1-1-12 Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047 Japan | +81-3-3294-9634 | +81-3-3294-9607 | s-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp |

NEW ZEALAND

| | | | | | | | | |
|---------|-----------|-----|----------------------------------|---|---|---------------|----------------|-------------------------------|
| Arthur | HORE | Mr. | Manager, Offshore Fisheries | Fisheries New Zealand | Auckland MPI Centre, 17 Maurice Wilson Avenue, PO Box 53030, Auckland 2022, New Zealand | 64 9 820 7686 | 64 09 820 1980 | arthur.hore@mpi.govt.nz |
| Dominic | VALLIÈRES | Mr. | Highly Migratory Species Manager | Fisheries New Zealand | Charles Fergusson Building, 32 Bowen Steet, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand | 64 4 819 4654 | | dominic.vallieres@mpi.govt.nz |
| Jo | LAMBIE | Ms | Fisheries Analyst | Fisheries New Zealand | Charles Fergusson Building, 32 Bowen Steet, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand | 64 4 894 0131 | | jo.lambie@mpi.govt.nz |
| Tania | CHIN | Ms | Senior Legal Adviser | New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade | 195 Lambton Quay, Private Bag 18901 Wellington 6160, New Zealand | 64 4 439 8070 | | Tania.Chin@mfat.govt.nz |

REPUBLIC OF KOREA

| | | | | | | | | |
|----------|------|----|--------------------------------------|----------------------------------|--|----------------|----------------|-------------------|
| Seoyoung | PARK | Ms | Deputy Director | Ministry of Oceans and Fisheries | Government Complex Sejong, 94, Dasom2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Korea | 82 44 200 5339 | 82 44 200 5349 | sy100422@korea.kr |
| Ilkang | NA | Mr | International Cooperation Specialist | Ministry of Oceans and Fisheries | Government Complex Sejong, 94, Dasom2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Korea | 82 44 200 5377 | 82 44 200 5349 | ikna@korea.kr |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|------------|-----------|-------|-------------------|--|---|-----------------|-----------------|---------------------|
| Bomi | KIM | Mrs | Senior Inspector | National Fishery Products Quality Management Service | 8, Jungang-daero 30beon-gil, Jung-gu, Busan, Republic of Korea | 82 10 8864 6639 | 82 51 602 6089 | spring0606@korea.kr |
| Bongjun | CHOI | Mr | Assistant Manager | Korea Overseas Fisheries Association | 6th fl. Samho Center Bldg. "A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea | 82 2 589 1614 | 82 2 589 1630 | bj@kosfa.org |
| Ayoung | KIM | Ms | Policy Analyst | Korea Overseas Fisheries Cooperation Center | #601, 253 Hannurie-daero Sejong Self-governing City Republic of Korea | 82 44 868 7832 | 82 44 868 7840 | aykim@kofci.org |
| Junghoon | HWANG | Mr | Manager | Dong Won Fisheries | Busan, Korea | 82 10 6680 2871 | 82 504 849 8118 | jhh@dwsusan.com |
| Chanwon | JO | Mr | Staff | Sajo Industries CO.,LTD | 107-39, Tongil-Ro, Seodaemun-Gu, Seoul, Korea | 82 2 3277 1656 | 82 2 365 6079 | cwjo@sajo.co.kr |

SOUTH AFRICA

| | | | | | | | | |
|-----------|-----------|----|--|---|---|----------------|----------------|-------------------------|
| Mandisile | MQOQI | Mr | Acting Director:Off shore and High Seas Fisheries Management | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa | 27 21 402 3342 | 27 86 661 9505 | MandisileM@daff.gov.za |
| Kim | PROCHAZKA | Dr | Acting Chief Director of Research | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000, South Africa | | | kim.prochazka@gmail.com |
| Sekiwe | MBANDE | Ms | | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa | | | |
| Lungelwa | NOMXEGO | Ms | | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa | 27 21 402 3036 | | |
| Sven | KERWATH | Dr | Specialist Scientist Finfish | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | 27 214 023 017 | | SvenK@daff.gov.za |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|------------|-----------|-------|------------------------------------|---|---|----------------|-----|-----------------------------|
| Henning | WINKER | Dr | Scientist: Large Pelagic Fisheries | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | 27 214 023 515 | | HenningW@daff.gov.za |
| Denham | PERKER | Dr | Scientist: Large Pelagic Fisheries | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | | | |
| Melissa | MEYER | Ms | Research Technician | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | | | MelissaM@daff.gov.za |
| Bernard | LIEDEMANN | Mr | | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa | | | |
| Buyekezwa | POLO | Ms | | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | | | |
| Don | LUCAS | Mr | Chairman | South African Tuna Association (Large Pelagics) | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht Street, Foreshore, 7999 | 27 83459 9959 | | don@tunasa.co.za |
| Celest | DIEST | Ms | Member | South African Tuna Association | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht Street, Foreshore, 8000 | 27827 77 7885 | | celeste@impalafishing.co.za |
| Clyde | BODENHAM | Mr | President | South African Tuna Association | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht Street, Foreshore, 8000 | +27 41826 96 | | clyde@molimoman.co.za |
| Pheobius | MULLINS | Mr | Chairman | South African Tuna Association (Tuna pole) | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht Street, Foreshore, 8000 | 27781 32 1386 | | pheobius@wildocean.biz |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|-------------|------------|-------|--------------------|---|--|---------------------|---------------------|------------------------------|
| Rob | KAYE | Mr | Vice Chairman | South African Tuna Association | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht St reet, Foreshore, 8000 | 27 83675 0503 | | robert@kaytrad.co.za |
| Sean | WALKER | Mr | Secretary | South African Tuna Longline Association | PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa | 27 21790 5019 | 27 21790 6783 | secretary@satla.co.za |
| Carol | De KOCK | Ms | | LPSSME | P.O.BOX 26973 | 27 82734 4982 | 021 79051 13 | longfin@iafrica.com |
| Renate | De STADLER | Mr | | LPSSME | Cape Town, South Africa | 27 83303 1041 | | |
| Terry-Lynne | LEWIS | Mr | | SATLA | South Africa | 27 76070 5069 | | azanian_fishing@telkomsa.net |
| Trevor | WILSON | Mr | Chairman- SATLA | South African Tuna Longline Association | PO Box 6030, Roggebaai 8012, Cape Town, Republic of South Africa | 27 82321 2985 | 27 21371 4900 | chairman@satla.co.za |
| Chris | HAMEL | Mr | | SATLA | PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa | 27 82333 3100 | | chris@africantuna.com |
| José | XAVIER | Mr | | SATLA | PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa | 27 82774 6990 | | oliveijx@gmail.com |
| William | LEWIS | Mr | | SATLA | PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa | 27 76923 4052 | | azanian_fishing@telkomsa.net |
| Alexander | PENGLIDES | Mr | | Shark long line | South Africa | | | |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|---------------------------------|-----------|-------|-----------------------------|--|--|--------------------------|-----------------|------------------------------|
| OBSERVERS | | | | | | | | |
| EUROPEAN UNION | | | | | | | | |
| Orlando | FACHADA | Mr | Head of EU Delegation | European Union | Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium | 32 2299 0857 | | Orlando.Fachada@ec.europa.eu |
| Eider | ANDONEGI | Ms | Researcher | AZTI | Txatxarramendi ugarte a z/g, E-48395, Sukarrieta (Spain) | 34 66 717 4414 | | eandonegi@azti.es |
| FISHING ENTITY OF TAIWAN | | | | | | | | |
| Ming-Fen | WU | Mr. | Senior Technical Specialist | Fisheries Agency of Taiwan | 8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.) | 886 2 23835 855 | 886 2 23327 396 | mingfen@msl.f.a.gov.tw |
| Ming-Hui | HISH | Mr. | Specialist | Fisheries Agency of Taiwan | 8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.) | 886 2 23835 872 | 886 2 23327 396 | minghui@msl.f.a.gov.tw |
| Tsung-Yueh | TANG | Mr. | Secretary | Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China | 3F., No. 14, Wenzhou Street, Taipei, Taiwan (ROC) | 886 2 23680 889 | 886 2 23686 418 | tangty@ofdc.org.tw |
| Winston Yu-Tsang | WU | Dr. | Assistant Professor | Soochow University, Taiwan | 70, Linhsi Road, Shihlin, Taipei 111, Taiwan | 886 2 288194 71 ext 6267 | 886 2 28812 437 | ytwchc@gmail.com |
| Ling-Ling | CHEN | Ms. | First Secretary | Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs | 2 Ketagalan Blvd. Taipei, 10048, Taiwan | 886 2 2348 2528 | 886 2 2361 7694 | cllchen@mofa.gov.tw |
| Yu-Chih | LIN | Mr. | President of TTA | Taiwan Tuna Association | 3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st RD, Kaohsiung, Taiwan | 886 7 84196 06 | 886 7 83133 04 | simon@tuna.org.tw |
| Kuan-Ting | LEE | Mr. | Director General | Taiwan Tuna Association | 3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st RD, Kaohsiung, Taiwan | 886 7 84196 06 | 886 7 83133 04 | simon@tuna.org.tw |
| Wen-Chun | HUANG | Mr. | Assistant Secretary | Taiwan Tuna Association | 3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st RD, Kaohsiung, Taiwan | 886 7 84196 06 | 886 7 83133 04 | jim@tuna.org.tw |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|---|-----------|-------|---|---|---|-----------------|----------------|-----------------------------|
| AGREEMENT ON THE CONSERVATION OF ALBATROSSES AND PETRELS | | | | | | | | |
| Anton | WOLFAARDT | Dr | Co-convenor, Seabird Bycatch Working Group | Agreement on the Conservation of Albatrosses and Petrels (ACAP) | ACAP Secretariat, 119 Macquarie St, Hobart, TAS 7000, Australia | 27 71622 | | acwolfaardt@gmail.com |
| BIRDLIFE INTERNATIONAL | | | | | | | | |
| Cleo | SMALL | Dr | Head of BirdLife International Marine Program | BirdLife International | RSPB, The Lodge, SG192DL, UK | 44 1767 6935 86 | | cleo.small@rspb.org.uk |
| Yasuko | SUZUKI | Dr | Japan Marine Programme Officer | BirdLife International | Unizo Kakigara-cho Kitajima Bldg. 1F, 1-13-1 Nihonbashi Kakigara-cho, Chuo-ku, Tokyo 103-0014 Japan | 81 3 6206 2941 | | yasuko.suzuki@birdlife.org |
| PEW CHARITABLE TRUSTS | | | | | | | | |
| Glen | HOLMES | Dr | Officer, International Fisheries | The Pew Charitable Trusts | 241 Adelaide St, Brisbane, Qld 4000, Australia | 61 419 79153 2 | | gholmes@pewtrusts.org |
| Alyson | KAUFFMAN | Ms | Senior Associate, International Fisheries | The Pew Charitable Trusts | 901 E Street, N.W., Washington, DC 20004 USA | 1 202 54067 56 | | akauffman@pewtrusts.org |
| TRAFFIC | | | | | | | | |
| Markus | BURGENER | Mr | Programme Coordinator | TRAFFIC | CBC Building, Kirstenobosch Gardens, Rhodes Drive, Cape Town, South Africa | 27 21 799 8673 | | markus.burgener@traffic.org |
| INTERPRETERS | | | | | | | | |
| Kumi | KOIKE | Ms | | | | | | |
| Yoko | YAMAKAGE | Ms | | | | | | |
| Kaori | ASAKI | Ms | | | | | | |
| CCSBT SECRETARIAT | | | | | | | | |
| Robert | KENNEDY | Mr | Executive Secretary | | | | | rkennedy@ccsbt.org |
| Akira | SOMA | Mr | Deputy Executive | | PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA | 61 2 6282 8396 | 61 2 6282 8407 | asoma@ccsbt.org |
| Colin | MILLAR | Mr | Database Manager | | | | | CMillar@ccsbt.org |
| Susie | IBALL | Ms | Compliance Manager | | | | | siball@ccsbt.org |

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

別添 3

第 26 回委員会年次会合に付属する拡大委員会 報告書

2019 年 10 月 14-17 日
南アフリカ、ケープタウン

第26回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2019年10月14-17日

南アフリカ、ケープタウン

議題項目 1. 開会

1.1. 第26回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1. 第26回みなみまぐろ保存委員会年次会合（CCSBT）に付属する拡大委員会において、サーサ・ピーハ氏（南アフリカ）が議長を、太田慎吾氏（日本）が副議長を務めることが確認された。
2. 議長は、参加者をケープタウンに歓迎するとともに、本会合において取り扱う重要な課題を確認した。
3. メンバーはそれぞれの代表団を紹介し、オブザーバーは自己紹介を行った。会合の参加者リストは別紙1のとおりである。

1.2. 議題の採択

4. 議題は別紙2のとおり採択された。
5. 会合に提出された文書のリストは別紙3のとおりである。
6. 議長は、会合のタイミング及び財政運営委員会（FAC）に関するアレンジメントを総括した。

1.3. オープニング・ステートメント

1.3.1. メンバー

7. ECのメンバーによるオープニング・ステートメントは別紙4のとおりである。

1.3.2. オブザーバー

8. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは別紙5のとおりである。

議題項目 2. 事務局からの報告

9. 事務局から会合に対して、文書CCSBT-EC/1910/04として事務局からの報告が提出された。会合は、報告された事務局の活動について留意した。

10. EC は、CCSBT 補助機関の議長に関する取決めについて、CCSBT 25 において設立された遵守技術作業部会の存在を反映するための当該取決めにかかる事務局のからの修正提案に合意した。修正された議長に関する取決めは別紙 6 のとおりである。
11. EC は、事務局長としての任期を 2023 年 10 月に満了となる次の一期まで継続するとのロバート・ケネディ氏からの申し出を受け入れた。ケネディ氏は、仮に次の任期を最後まで全うできなくなった場合、EC が後任の事務局長を採用するのに十分な通知期間を設けることを約束した。
12. EC は、CCSBT における公式財務諸表を近代化するかどうかにかかる検討を財政運営委員会に付託した。

議題項目 3. 財政及び運営

13. ニュージーランドのドミニク・ヴァリエー氏が財政運営委員会（FAC）の議長に任命された。
14. 事務局長は、2019 年の改訂予算案（CCSBT-EC/1910/05）及び 2020 年予算案及び 2021－2022 年の仮予算（CCSBT-EC/1910/06）について簡潔に説明した。
15. 事務局長は、2020 年予算案及び 2021－2022 年の仮予算には拡大科学委員会（ESC）の 3 年間の作業計画を実行するための資金が含まれていることを述べた。これら 2 つの予算関連文書にかかる詳細な検討は財政運営委員会に付託された。
16. オーストラリアは、CCSBT に対する GST の適用除外措置を復活させるための同国規則に関する作業は継続中となっており、今後数ヶ月で完了する見込みであると述べた。オーストラリアは、これが施行された場合、事務局は 2017 年 6 月まで遡及して GST の払戻しを請求することができるものと考えているとした。
17. 以下について検討するために FAC が招集された。
 - 2019 年改訂予算
 - 2020 年予算案
 - 2021－2022 年の仮予算

3.1. 財政運営委員会からの報告

18. FAC 議長は、別紙 7 の FAC 報告書（以下を含む）を説明した。
 - 2019 年改訂予算
 - 2020 年予算
 - 2021－2020 年の仮予算
 - 公式財務諸表のフォーマットの変更にかかる検討

19. 会合は、FAC 議長及び FAC による懸命な作業に感謝した。
20. EC は、別紙 7 の FAC 報告書（別添 A として 2019 年改訂予算を、別添 B として 2020 年予算を含む）を採択した。また EC は、別添 B の 2021－2022 年仮予算についても留意した。
21. EC は、CCSBT の年次財務諸表のフォーマットは現状のまま維持するとの FAC 勧告に合意した。
22. EC は、近縁遺伝子解析に関する追加的な支出の承認に関して、このことを将来的な資源の規模に応じたサンプル数の増加に対応するための予算増額の先例とするべきではないこと、ESC に対して本分野にかかる費用の制限を奨励すべきこととした FAC 報告書における付記に合意した。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

23. 議長は、メンバーの国別報告書に関する遵守委員会（CC）による審議の結果について留意し、メンバーに対して、メンバーの国別報告書について第 14 回遵守委員会（CC 14）会合で既に提起された質問以外の追加的な質問を行うよう招請した。
24. オーストラリアは、現時点では（現在実施中の調査以外に）将来も遊漁漁獲量調査を実施することは考えていないことを明確化した。
25. メンバーの国別報告書に関して、他の追加的な質問は行われなかった。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

26. オーストラリアは、ステレオビデオカメラの導入に向けた同国の進捗状況に関する文書 CCSBT-EC/1910/26 を発表した。
27. 一部のメンバーは、この進捗状況に対する失望を表明し、ESC による勧告のとおりステレオビデオモニタリングは蓄養場への移送中に魚を測定するための最善の技術であること、これが義務化されている地中海では良い結果が得られていることを指摘した。一部のメンバーは、地中海の各国が実施できているステレオビデオモニタリングをなぜオーストラリアでは実施することができないのかについて、同国による明確化を求めた。
28. オーストラリアは、同国にとっての前提条件、すなわち自動化され、リアルタイムであり、かつ費用が現状の費用と同等である必要があることを満足できるようになった際にステレオビデオ技術を採用すると述べた。オーストラリアは、現時点においてこの前提条件をレビューする予定はなく、これらの前提条件が満たされる前にステレオビデオに関する何らかのパイロット研究を実施すること又は実施スケジュールを定めることについては現時点では何ら約束していないことを明確化した。

29. また、電子モニタリング（EM）は非常に有効な技術となり得るが、CCSBT 科学オブザーバー計画規範では人によるオブザーバーを義務化していること、及び EM はこの要件を置き換えるものではないことに留意しつつ、EM に関するいくつかの議論が行われた。オーストラリアは、CCSBT の規則の元でも EM が許容される必要があること、EM の基準を策定している WCPFC のプロセス、及びそのプロセスが完了することを待つ必要性について述べた。

議題項目 5. 生態学的関連種作業部会からの報告

30. 生態学的関連種作業部会（ERSWG）の独立議長であるアレキサンダー・モリソン氏は、文書 CCSBT-EC/1910/08 及び CCSBT-EC/1910/19 に総括された第 13 回 ERSWG 会合（ERSWG 13）報告書について発表した。ERSWG 13 報告書の全体版は別紙 8 のとおりである。
31. EC は以下を採択した。
- CC 14 報告書別紙 4 に示された、ERSWG データ交換に対する修正案
 - ERSWG 13 報告書別紙 5 に示された、ERSWG 年次報告書テンプレートに対する修正案。テンプレートにおける「人によるオブザーバー／EM」の欄に関する脚注は、ERSWG データ交換テンプレートの脚注 10 に合わせて修正される。
 - ERSWG 13 報告書別紙 7 に示された、CCSBT の海鳥に関する複数年戦略の全体目標及び 5 つの個別目標案
32. 会合は、海鳥に関する高リスク海域の定義について、ERSWG が検討した 3 つのオプションについて検討した。この検討の中で以下が留意された。
- 2012 年の ERSWG 報告書のとおり、以前において ERSWG は、高リスク海域では混獲緩和措置のベストプラクティスが適用されるべきとの助言を行うことを希望していたこと。
 - 義務付けられた措置が漁獲海域によって異なる場合、漁船の操業に支障が生じるおそれがあること。
 - 暫定的に 2021 年に予定されている次回 ERSWG 会合に向けてリスク評価の改訂が予定されていること。
33. 会合は、高リスク海域の定義及び当該海域で操業する際に用いられるべき緩和措置について合意しなかった。本件について次回の EC 会合で再検討することが合意された。
34. ERSWG は、海鳥類と SBT 漁業との間の相互作用は引き続き非常に懸念される水準であるとの以前の助言を変更しなかったことが留意された。2016 年に得られたデータを用いたリスク評価の結果は、25 種のアホウドリ及びミズナギドリのうち 9 種について、表層はえ縄漁業による年間の推定偶発的捕獲数が個体群の再生産力を超過していることを示唆した。あるメンバーは、他のまぐろ類 RFMO で実施されている措置を超えて追

加的な措置を導入する必要があると述べた。あるメンバーは、他のまぐろ類 RFMO における措置の強化を求めるべくそれら RFMO とともに作業を行い、それを CCSBT に対して適用することにより、このことが達成されるべきであると述べた。

35. ERSWG は、現状ではサメ類に関して追加的な混獲緩和要件が必要となるような特段の懸念はないとの以前の助言を確認したことが留意された。
36. EC は、ERSWG 13 報告書に示された最新の ERSWG 作業計画を承認した。

議題項目 6. 遵守委員会からの報告

37. 遵守委員会の独立議長であるフランク・ミーア氏は、別紙 9 の CC 14 報告書における重要なポイントの概要について説明した。
38. CC 議長は、報告書に示した作業計画（パラグラフ 101）及び EC に対する留意事項及び勧告（パラグラフ 104）について強調するとともに、生産的な会合となったことについて会合参加者に感謝した。
39. 欧州連合（EU）は、毎年の貿易統計のレビューに COMTRADE データベースを利用することについては満足しているが、以前から議論されてきたものと同様のミスコード問題が引き続き発生する可能性が高く、CC/EC に対する EU の年次報告書で提示された、又は CDS から得られた輸出／輸入に関する情報を用いる方がより正確と考えられることを述べた。
40. EU に対する品質保証レビュー（QAR）に関して、EU は、例えば CC/EC に対する EU の年次報告書に基づき費用をかけずに事務局によって実施される机上レビューを受け入れると説明した。QAR を実施するためにコンサルタントと契約した場合には追加費用が伴うこととなる。EC による検討に向けて、CC 議長及びコンプライアンス・マネージャーが、関心を有するメンバーからのインプットを受けて、EU の QAR に関する付託事項（ToR）案に関する作業を行うべきことが合意された。
41. 会合は、この最初の QAR の結果を踏まえて EC に対する追加的な QAR 評価が必要かどうかを判断するとの規定を付記した上で、EU の QAR の実施に関する ToR に合意した。合意された ToR は別紙 10 のとおりである。
42. 電子 CDS（eCDS）の開発の可能性に関して、NZ は、現在の予算案には本作業を進めるための関連事項が含まれていないことを指摘した。また、一般的なメンテナンス及びトレーニング費用を含む eCDS のサポートにかかる追加的費用、並びに将来の決議改正に伴うシステムの修正を可能とするための追加的費用に関するいくらかの議論があった。
43. メンバーは、現行の 2014 年 CDS 決議をベースとする試行的 eCDS の開発を支持したが、日本は、2014 年 CDS 決議には、今後開発される eCDS が

どのようなものであったとしても、その公式化に合意する前に解決される必要がある課題が残されていることを強調した。CCSBTとして独自のシステムを開発するのではなく他のRFMOのCDSシステムについて検討すべきかどうか（CCSBTのシステムを他のシステム（例えばICCATが使用しているeBCDシステム）とは完全に別物とすべきなのかどうかの検討を含む）についてさらなる議論があった。

44. ECは、以下の点に留意しつつ、CC 14による勧告（ただし必要な資金が利用可能であることが条件となっている事項 (b) 及び (j) を除く）を採択した。
- 勧告 (b) 「ECは、CDS決議改正案に何ら進捗がないことについて検討し、委員会としてeCDSに移行することを望むかどうかについて決定すること」については、2014年CDS決議及び同決議の現行の運用をベースに試行的eCDSを開発すべきとの修正を加えて合意された。
 - 勧告 (g) に関して、事務局長は、非メンバーへの会合参加の招請は既に現行手続規則の規則 3 (5) により可能となっており、休会期間中にこうした招請に関する意思決定を行うことができるように手続規則を改正する必要はないことを確認した。
 - 報告書パラグラフ 104の「留意事項」の下に掲げられた項目のうち、以下の項目については（留意事項ではなく）勧告と見なされ、ECによる承認が必要とされた。
 - (j): 「CCは、必要な際にTrygg Mat Trackingのサービスを利用するための20,000豪ドルの臨時資金を引き続き支持すること」。本件については予算上の影響があるため、まずFACによって検討される必要がある。
 - (m): 「CCは、メンバーが外部機関から文書が提出される前にコメントを付すことができるよう、外部機関から提出される文書をレビューするメカニズムを有することは有益と考えられると合意したこと」。
 - (o): 「以下についてさらに進捗させるため、3つの休会期間中の電子的連絡グループが設置されたこと」及び3つの事項。
 - 上記 (m) については、外部機関から提出される文書のレビュープロセスの詳細について起案することが合意された。会合は、別紙 11 のレビュープロセスに合意した。
45. ECは、CC 14 報告書を承認した。
46. ECは、2020年のCC 15 会合の直前1日に非公式遵守専門作業部会 (TCWG) を開催するかどうかについて検討した。CC議長は、TCWGは専門的な遵守上の問題に関して「必要がある場合」にのみ招集されるものであり、現時点では2020年に検討する必要があると考えられる事項は提起されていないと述べた。ECは、2020年にTCWGを招集する必要はないと考えられることに合意した。

議題項目 7. 拡大科学委員会からの報告

47. ESCの独立議長であるケビン・ストークス博士は、文書 CCSBT-EC/1910/10 及び CCSBT-EC/1910/20 に概要を示した第 24 回科学委員会会合に付属する拡大委員会 (ESC 24) 報告書について説明した。報告書の全体版は別紙 12 のとおりである。ESC 報告書のうち新たな管理方式 (MP) の開発に関する部分の説明及び議論は議題項目 9 で行うこととされた。
48. EU は、昨年の年次会合において合意された「2030 年までに初期産卵親魚資源量の 30 % に達する」との目標が評価されておらず、EU としては CCSBT は資源再建に関して野心的であるべきと考えておりこれは重要なことであると述べた。ESC 議長は、ESC 25 における合意は EU の要請に関するパフォーマンス統計を提示することであったと述べた。これは実行されて ESC 25 報告書の別紙 10 (表 3) に示されているが、チューニングの基準としては採用されなかった。
49. メンバーは、蓄養及び市場専門家からの勧告、及び蓄養と市場の問題に対応するための行動に関して長時間にわたる議論を行った。
50. 日本は以下を提案した。
 - 日本は、事務局と協議の上、2020 年の EC に提示し 2021 年に実施するための日本市場の解析に関する提案を作成する。本解析では、日本の市場データと全メンバーの漁獲データとを比較する。
 - オーストラリアは、2020 年の EC に対し、ステレオビデオの実施に関する展望を示す。これの開発が可能となった場合には、2021 年にこれを導入する。
51. 日本は、市場解析を進めるかどうかに関する判断は、オーストラリアによるステレオビデオの進捗状況次第であると述べた。
52. 一部のメンバーは、オーストラリアはスケジュールを明示し、同国の前提条件を満たしてステレオビデオを導入する計画のマイルストーンを約束する必要があることに合意した。
53. ニュージーランドは、同国のオープニング・ステートメントで総括した同国の立場に言及し、オーストラリアのいう前提条件は達成不可能なもののように見えると述べた。
54. オーストラリアは、同国はステレオビデオの導入を約束しているが、これを進める前に同国の前提条件を満たさなければならないこと、及びステレオビデオの導入に向けたスケジュールを約束することはできないことを改めて述べた。またオーストラリアは、東京市場からの重要なデータソースが利用可能とされていないことから、市場解析に関しては同国の立場を留保することを述べた。
55. 蓄養及び市場解析に関するさらなる議論は、新たな MP の採択に関する議題項目 9 に先送りされた。

56. メンバーは、アオザメが CITES 附属書 II に掲載されたことに留意したが、これに対応する作業は他の RFMO によって実施されるものと考えられることから、必ずしも ESC 又は ERSWG がこれに関する作業を行う必要はないことに合意した。
57. またメンバーは、現在 SBT は IUCN により絶滅危惧種として分類されているが、この分類は 2019 年にレビューの時期を迎えることに留意した。IUCN による SBT の分類のレビューに向けて、事務局が IUCN に連絡して情報を提供し、必要があれば専門家による支援を提供すべきことが合意された。
58. 会合は、蓄養及び市場に関して、本議題項目に対してオーストラリアが 2 つの文書 (CCSBT-EC/1910/27 及び 28) を提出したことに留意した。
59. あるメンバーは、「業界」の文書がメンバーを代表できるのかどうかについて質問し、EC は、こうした文書はメンバーの文書となるか、又は会合に対するオブザーバーのメカニズムを通じて別途提出されるかのいずれかとすべきことに合意した。

議題項目 8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量 (帰属 SBT 漁獲量)

60. 議長は、EC は 2018 年漁期から帰属 SBT 漁獲量の定義を実施することに合意していることを述べ、各メンバーがそれぞれの SBT 死亡量の計上をどのように開始しているかに関する議論を促した。
61. メンバーは、遊漁、慣習的漁業及び投棄死亡量に関して 2018 年の国別配分量の中で留保した数量を以下のとおり報告した。
 - オーストラリアは、同国の遊漁漁獲量を考慮するために 250 トンを配分した。
 - 漁業主体台湾 (台湾) は、投棄死亡量を考慮するために 10 トンを配分した。
 - 南アフリカは、同国の遊漁漁獲量を考慮するために 5 トンを配分した。
 - 韓国は、同国の投棄死亡量を考慮するために 5 トンを配分した。
 - ニュージーランドは、同国の遊漁向けに 20 トン、慣習的漁業向けに 2 トン、投棄死亡量向けに 20 トンを配分した。
 - 日本は、投棄死亡量向けに 20 トンを配分した。
62. オーストラリアは、同国内の遊漁による SBT 漁獲量調査が 2018 年 12 月 1 日に開始され、2019 年 11 月 30 日に終了する予定となっており、2020 年中頃に結果が出る見込みであると報告した。オーストラリアは、キャッチアンドリリースの促進及び SBT の生存率を向上させるための放流手

法の広報といった遊漁者に対するコミュニケーション及び教育プログラムにより、同国の遊漁における死亡量の削減に努力しているとした。

63. オーストラリアは、同国のはえ縄漁船について、未漁獲枠が残っている場合にのみ SBT 海域で操業することができることを明確化した。投棄された SBT は生存かつ活力のある状態でなければならず、魚にギャフをかけた場合など魚が生存かつ活力ある状態でない場合は、当該漁業者の漁獲枠から差し引かれる。
64. EU は、EU メンバー国船団のオブザーバーカバー率は様々で、全体では 7-8% だが、インド洋で操業している船団群のうちの一つでは 1-2% のカバー率しかないことを明確化した。EU は、そのカバー率が最低でも 5% となるよう、本件に対応する意向である。
65. インドネシアは、同国の報告漁獲量には小規模漁業者による漁獲量が含まれていること、他の漁業種類についても調査したがこれまでに他の SBT 死亡要因は確認されていないことを報告した。
66. 南アフリカは、5月31日以前に稼働していなかった SBT 漁業の権利者の漁業権は当該漁期に稼働していた他の権利者に移譲されること、TAC に達した又は超過した場合は漁業が閉鎖され、その後に漁獲された SBT は放流されなければならないことを述べた。
67. ニュージーランドは、繰越し量を決定する際に SBT 帰属漁獲量の全てのコンポーネントをどのようにして考慮すべきかを明確に規定するための「みなみまぐろの年間総漁獲利用可能量の限定的繰越しに関する決議」改正案に関する文書 CCSBT-EC/1910/21 を説明した。
68. EC は、ニュージーランドの提案について検討し、別紙 13 の改正決議に合意した。

8.2. TAC の決定

69. 議長は、CCSBT 23 において EC は CCSBT の MP による勧告に従って 2018-2020 年における各年の TAC を 17,647 トンに設定することに合意したと述べた。
70. EC は、2020 年の TAC の変更を要するような例外的状況はないとの ESC からの助言を受け入れ、2020 年の TAC を 17,647 トンとすることを確認した。
71. また EC は、非メンバーによる IUU 漁獲量を考慮するために留保している TAC の数量を EC として変更する必要はないとした ESC の助言についても受け入れた。したがって、非メンバーによる IUU 漁獲量を考慮するために 2020 年に留保される数量は 306 トンとなる。
72. ESC 議長は、現行の MP は蓄養に由来する未考慮死亡量に関する不確実性に対して頑健であることを確認した。

8.3. 調査死亡枠

73. 議長は、会合に対し、2020年に関して留保する総調査死亡枠として ESC が以下にかかる 3.1 トンを承認したことを述べた。
- CCSBT 遺伝子標識放流プロジェクト向けの 2.0 トン
 - 事務局文書 CCSBT-EC/1910/11 に列記したプロジェクトにかかる日本向けの 1.1 トン
74. EC は、これらの RMA に関する要望を承認した。

8.4. TAC の配分

75. 議長は、2018–2020 年のメンバーに対する国別配分量及び有効漁獲上限は CCSBT 23 において合意されており、これらの国別配分量については文書 CCSBT-EC/1910/11 の 3 頁のとおりであることを述べ、これを下表 1 に改めて示した。EC は、2020 年の国別配分量を CCSBT 23 において合意されたとおりとすることを確認した。

表 1：2018–2020 年のメンバーに対する国別配分量（SBT のトン数）

| メンバー | (1) 調整された国別 配分量 | (2) ノミナル漁獲量の 割合 | (3) 有効漁獲上限 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 日本 | 6165 | 0.355643 | 6117 ¹ |
| オーストラリア | 6165 | 0.355643 | 6165 |
| ニュージーランド ² | 1088 | 0.062779 | 1088 |
| 韓国 | 1240.5 | 0.071568 | 1240.5 |
| 台湾 | 1240.5 | 0.071568 | 1240.5 |
| インドネシア | 1002 | 0.057785 | 1023 ¹ |
| 欧州連合 | 11 | 0.000628 | 11 |
| 南アフリカ | 423 | 0.024387 | 450 ¹ |

議題項目 9. 新たな管理方式の採択

76. 議長は、ESC が 2020 年に MP を運用し 2021 年から 2023 年までの期間の全世界の総漁獲可能量を勧告するのであれば、EC により CCSBT の新たな MP が採択される必要があることを述べた。議長の見解では、このことはすなわち、新たな MP は本会合（CCSBT 26）において採択されるべきことを意味する。

¹ これらの数字は、2018 年から 2020 年までのクォータ期間における日本からインドネシアへの 21 トン、及び日本から南アフリカへの 27 トンの自主的移譲分を反映したものである。2021 年以降の日本、インドネシア及び南アフリカの国別配分量を検討する際の基準点はそれぞれ 6,165 トン、1,002 トン及び 423 トンとなる。

77. ESC 議長は、第 5 回戦略・漁業管理作業部会 (SFMWG 5) が新たな MP にかかる長期的なゴール及び望ましい特性 (ESC による勧告のベースとなる資源量のチューニング水準など) に関する重要な指針を示したことを述べつつ、新たな MP の選択に関する ESC からの勧告について説明した。
78. ESC 議長は、質問に答えて以下のとおり述べた。
- 未報告漁獲量に関する不確実性は、表層まき網漁業における 20 % の過剰漁獲、並びに小型魚及び大型魚それぞれ 1000 トンの過剰漁獲を想定する形でオペレーティング・モデル (OM) のベースライニンググリッドに取り入れられており、すなわち OM には潜在的な未報告漁獲量に対する相当のバッファが与えられている。
 - ESC は、2035 年までに SSB_0 の 30 % の水準まで 50 % の確率で達することを目標とし、及び最大 TAC 変更幅を 3,000 トンとする、1 つの候補 MP (RH13) のみを勧告することを決定した。
 - 最大 TAC 変更幅を 3,000 トンから 2,000 トンに減少させた場合、全体的な保存パフォーマンスは改善されないが、全体的に TAC がやや低くなる。
 - 最大 TAC 変更幅を 4,000 トンに増加させた場合、全体的な保存パフォーマンスは改善されないが、各年における平均的な漁獲量の変動及び TAC が一旦増加した後に減少する確率がやや増加する。
 - MP の目標を現時点で変更することは、ESC がこれまでに実施した全ての作業をやり直すこととなり、来年の次回委員会会合において科学的根拠に基づき TAC を設定することができないこと、さらに ESC の作業計画及びこれに伴う予算措置に影響が及ぶことを意味する。
79. あるメンバーは、目標は可能な限り速やかに MSY を与える産卵親魚資源量水準に達することとすべきであり、考え得る TAC のいかなる増加も抑制されるべきことを望むと述べた。
80. もう 1 つのメンバーは、勧告された MP が合意されなかったとしても、EC は MP による指針なしに TAC を決定することは可能であると理解していると述べた。ESC 議長は、MP がない場合、ESC としては資源評価結果に基づき助言を行うための枠組みが必要であり、これのための休会期間中の作業が必要になる可能性があることを述べた。さらに、ESC としては、得られたデータが TAC の減少並びに増加を行うよう示唆している場合に、そのように助言することができるような枠組みも必要である。
81. 会合は、MP における不確実性の削減のために蓄養及び市場専門家からの勧告をどのように考慮することができるかについて検討した。ニュージーランドは、蓄養セクターにおける 20 % の過剰漁獲が MP のコンポーネントとして受け入れられていることに対する懸念を述べた。オーストラリアは、仮定されている過剰漁獲は検証されたものではないことを述べた。

82. ニュージーランドは、未報告漁獲の可能性に関して多数の文書が交換されてきたこと及び特に蓄養解析に関する独立専門家の科学的見解を指摘しつつ、不確実性が解決されていないことに関する同国の懸念を繰り返して述べた。
83. メンバーは、MPとはECがTACに関する決定を行うことを支援するためのツールであることに留意した。したがって、ESCが勧告した候補MP（RH13）を採択するかどうかの決定は、ECが2020年に行うTAC設定にかかる決定とは別のものである。しかしながら、一部のメンバーは、MPはその結果に影響を及ぼし得る不確実性につながる要因と完全に無関係なものではないことを強調した。
84. オーストラリアは、蓄養セクターに関する不確実性の解決に向けて前に進むための方法としてはステレオビデオ（SV）モニタリング技術の導入に向けた作業の継続を希望すること、及び同国はSVの導入を進めるために懸命に作業してきたことを述べた。さらにオーストラリアは、SV技術がどのようなものであっても、その導入にあたっては、必要な規則及び技術を確保するために2-3年の期間が必要になるものと考えられることを述べた。
85. オーストラリアは、少なくともCCSBT 27会合の4週間前までに、SVの導入のための同国の努力に関する計画を示す文書を提出することを約束した。ESC 25が指摘したサンプリングのバイアスを回避するためのプロトコルに関する助言を求めつつサンプリング手法（現在は10 kg以上の魚を100尾）の信頼性を改善するための代替的な見通しを示すものとなる可能性もある。
86. 日本は、ESC及びCCSBT 27に対し、あらゆる異常値又は不調和を特定するために日本市場データと全メンバーの漁獲データとを比較するための提案を含む文書を提出することを約束した。
87. メンバーは、MPにより勧告されたTACはCCSBT 27において別途議論されることに留意しつつ、勧告されたMPを採択することに合意した。TACの決定にあたっては、SBT資源及び漁業の持続可能性や、オーストラリアがSVに関して、及び日本が市場に関して提出する文書及び提案といったその他の情報についても検討すべきである。
88. ニュージーランド及びEUは、CCSBT 27において、MPにより勧告される可能性があるいかなるTACの増加に関して合意する前に、現行の蓄養の不確実性の解決に向けて現実的かつ測定可能な進捗がなされ、及び不確実性を調査するための市場調査提案に関して十分な進捗があったかどうかを確認する必要があると考えると述べた。
89. ECは、ESCに対し、TACを現行水準に維持した場合にSSB_{MSY}に達するのに要すると考えられる時間枠に関する助言を行うよう要請した。
90. ECは、管理方式の採択に関する改正決議に合意した。採択された決議は別紙14のとおりである。

議題項目 10. 生態学的関連種 (ERS)

91. 議長は、以下の3点に関する事務局文書 CCSBT-EC/1910/13 を参照した。
- IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における ERS に関する直近の決定を考慮した、新たな ERS 決議² における ERS 措置一覧の更新案
 - 南緯 30 度以南でのトリポール／トリラインの使用に関する CCSBT による 1997 年の決定を廃止し、及びトリラインの設計及び設置に関する CCSBT による 1999 年のガイドラインを終了する勧告。同勧告には、新 ERS 決議の中に、同決議で定義された管轄区域外で操業する際のトリポール／トリライン要件を取り入れることも含んでいる。
 - 新 ERS 決議を踏まえて CCSBT の ERS 勧告³ をアップデートするための、同勧告に対するいくつかの修正提案
92. EC は以下に合意した。
- 別紙 15 の改正 ERS 決議を採択すること。
 - 南緯 30 度以南におけるトリポール／トリラインの使用に関する CCSBT の 1997 年の決定及びトリポール／トリラインの設計及び設置に関する 1999 年の CCSBT ガイドラインを廃止すること。
 - 別紙 16 の修正 ERS 勧告を採択すること。
93. 議長は、事務局から CC に対して、メンバーによる ERS 措置の実施状況及び ERS に関するメンバーのパフォーマンスに関する文書 CCSBT-CC/1910/05 を発表したことを述べた。EC は、同文書は既に CC によって検討されたので、EC によりさらに検討する必要はないことに合意した。

議題項目 11. CCSBT パフォーマンス・レビューに関する付託事項及びパネル

94. EC は、2021 年の CCSBT パフォーマンス・レビューの付託事項に関する事務局文書 CCSBT-EC/1910/14 を検討した。
95. EC は、別紙 17 のパフォーマンス・レビュー付託事項に合意した。付託事項には以下の事項が含まれる。
- パフォーマンス・レビューパネルの構成、運営、選出及び資金
 - CCSBT のパフォーマンスの評価基準
 - パネルに対して利用可能とされるリソース
 - パフォーマンス・レビュー報告書
 - パフォーマンス・レビュー勧告の検討及びフォローアップのプロセス

² CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議

³ みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

96. 会合は、パフォーマンス・レビューパネルによる報告書は EC に対して最終報告書として提出されること、メンバーが報告書をレビューし修正を提案することができる公式な機会は与えられないことに留意した。しかしながら、EC は最終勧告をレビューし、いずれの勧告を受け入れて実行するのかを決定することも留意された。
97. あるメンバーは、報告書ではレビューパネル間でのあらゆる見解の相違点についても特定すべきであるとした。

議題項目 12. 条約条文のレビュー

98. 議長は、CCSBT 25 において条約の条文を改正する必要性に対する様々な見解が示されたことを述べた。CCSBT 25 において、大部分のメンバーは条約改正の優先度は低いものとした。あるメンバーは条約改正の必要はないとした一方、他の複数のメンバーはメンバー資格を漁業主体及び REIOs⁴ にも拡大する方法を模索すること、及び／又は条約を近代化することは重要であるとした。CCSBT 25 は、本件に関心を有するメンバーが休会期間中に連絡を取り合い、CCSBT 26 における検討に向けて、改正案に関する作業計画を含む条約条文に対する熟考の結果について、必要に応じて文書を作成することに合意した。
99. さらに議長は、2019 年 1 月に CCSBT 回章 #2019/006 で配布された EU からのレターに関して、特に EU 内の議論において「現時点では、CCSBT におけるその他喫緊の優先課題を踏まえ、特にこうした議論を再開するための計画立案及び優先順位付けに関するより適切な機会が訪れるまでの間、条約改正については延期すべきである」として結論付けられたことを述べた。
100. EC は、現時点において条約条文のレビューは優先度の高い事項ではないものと考えられるが、いずれかのメンバーから要請があった場合には将来の会合において検討されることに合意した。

議題項目 13. 非メンバーとの関係

101. 事務局は、CCSBT と非メンバーとの関係に関する文書 CCSBT-EC/1910/15 について説明し、中国、フィジー、モーリシャス、シンガポール及び米国に対して CC 及び EC 会合に参加するよう招請していたことを述べた。シンガポール及び米国は、今時会合には参加できないものの将来の会合に参加できることを希望すると回答した。また事務局は、2019 年には CCSBT 事務局と非メンバー国及びその他の機関との間で相当数のやりとりがあり、そのほとんどは遵守分野に関するものであったことを述べた。

⁴ 地域的な経済統合のための機関

102. トリスタン・ダ・クーニャは現時点では SBT 漁業を有していないが、その周辺海域では SBT が出現することが明確化された。
103. 中華人民共和国（中国）に関して、事務局は EC に対して以下を述べた。
- 中国は、2019 年 1 月に、SBT の保持、転載及び水揚げの禁止、偶発的に捕獲された SBT の放流、及び SBT のログブックへの記録を規定した通知を施行した。また中国の通知では、一部の時期における一部海域での操業を禁止しているが、全 SBT 海域及び通年でこれを禁止するものではない。
 - 中国船籍漁船による 2018 年の違法漁業活動の疑義に関する中国による調査結果（DNA サンプルングを含む）では、「現時点で利用可能な情報によれば、*Ping Tai Rong Leng 2* がみなみまぐろ海域において違法に洋上転載を行ったことを示す証拠はない」とされた。
104. CCSBT から中国に対して SBT 海域の閉鎖及び SBT の不保持に関する同国の規則の実施状況の確認（海域閉鎖にかかる同国漁船の遵守状況をモニタリングするために中国が VMS を利用しているかどうか、及び中国による SBT 投棄量の水準を含む）を求める書簡を送るべきことが合意された。
105. あるメンバーは、CCSBT に新たなメンバーが加入する際、既存のメンバーが同等の立場で参加する権利、地位及び名称に影響を及ぼしたり、又は損なうことがあってはならないと述べた。しかしながら、国家は既存のメンバーによる何らの許可なく条約に加盟することができることが留意された。あるメンバーは、新たなメンバーに対する国別配分量の配分プロセスは既存のメンバーの国別配分量に対して影響を及ぼす可能性が高いと述べた。
106. 会合は、米国が引き続き CCSBT 漁獲証明制度に協力しているとの報告を受け、EC として米国による継続的な協力に対する感謝を表明した。
107. EC は、事務局から中国、フィジー、モーリシャス、シンガポール及び米国に対して CC 15 及び EC 27 への参加を再度招請するとともに、さらにナミビアも招請すべきことに合意した。事務局は、非メンバーに対する招請レターを送付する前に、メンバーによるコメントを受けるべくレター案をメンバーに提供する予定である。

議題項目 14. 神戸プロセス

108. 事務局は、神戸プロセス及びまぐろ類 RFMO 合同の活動に関するアップデート、並びに公海 ABNJ まぐろプロジェクトを通じて実施されたプロジェクトからの報告に関する文書 CCSBT-EC/1910/16 を発表した。
109. まぐろ類 RFMO 合同 FAD 作業部会の第 2 回会合報告書に関して、EC は、FAD は SBT 漁業では使用されていないこと、及び FAD 作業部会への CCSBT 代表者の出席は CCSBT にとっての優先課題ではないことを述べた。

110. 日本は、2019年9月に開催された漁業に対する生態系アプローチに関するまぐろ類 RFMO 合同会合の結果の詳細なサマリーを提示した。
111. EC は、開催が予定されているサメ類に関するまぐろ類 RFMO 合同混獲作業部会会合について、ESCにおけるオーストラリアからの参加者が CCSBT 関係者として同会合に参加することに留意した。
112. まぐろ類 RFMO 合同混獲作業部会に CCSBT の代表者が参加することが提案された。さらに、ACAP は、まぐろ類 RFMO 合同混獲作業部会が海鳥混獲及び混獲緩和措置の有効性に関する会合の開催を検討することができれば有益と考えられると述べた。
113. また EC は、管理戦略評価 (MSE) 作業部会会合が開催される場合は、MSE の先駆者として CCSBT が積極的にこれに関与すべきことに留意した。

議題項目 15. 他の機関との活動

15.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

114. 議長は、他の機関との活動に関する事務局文書 CCSBT-EC/1910/17 に総括された本事項について紹介した。
115. CCSBT オブザーバーとしての義務の一貫として、メンバーは以下の報告を行った。
- 第 15 回中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 年次会合に関する韓国からの口頭報告
 - 第 37 回南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) 年次会合に関するオーストラリアからの報告 (CCSBT-EC/1910/25)
 - 第 23 回インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 総会に関するインドネシアからの報告 (CCSBT-EC/1910/24)
 - 第 21 回大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 特別会合に関する日本からの報告 (CCSBT-EC/1910/23)
 - 2019 年全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) 年次会合に関する台湾からの報告 (CCSBT-EC/1910/22)
116. インドネシアは、メンバーに対し、2020年5月31日から6月12日に開催する第 24 回 IOTC 委員会総会、それに続く第 4 回バリまぐろ会議 (BTC) 及び第 7 階国際沿岸まぐろビジネスフォーラム (ICTBF) のバリでの連続開催を調整する予定であるとして情報提供を行った。さらにインドネシアは、2020 年の BTC/ICTBF における基調講演者として CCSBT 事務局長及び 1 つの CCSBT メンバーを招待する意向であると述べた。
117. 2019/2020 年において、以下のメンバーが CCSBT を代表して他 RFMO に対する CCSBT オブザーバーを務めることが合意された。
- 韓国は、引き続き WCPFC のオブザーバーとなる。

- ニュージーランドは、CCAMLR に対するオブザーバーとなる予定である。
- インドネシアは、引き続き IOTC に対するオブザーバーとなる。
- 日本は、引き続き ICCAT に対するオブザーバーとなる。
- 台湾は、引き続き IATC に対するオブザーバーとなる。

15.2. CCAMLR との取決め

118. 事務局は、会合に対し、2019 年 1 月に CCAMLR との更新協定に署名したことを述べた。さらに事務局は、CCSBT 事務局及び CCAMLR 事務局は相互協力の強化を促進するための更新協定に関する実施計画の策定を予定していたことを述べた。しかしながら、当該計画は優先事項とはされておらず、まだ作業は進められていない。そうではあるものの、CCSBT 事務局と CCAMLR 事務局との間の定期的な連絡及び協力は継続されているところである。

議題項目 16. データ及び文書の機密性

16.1. 2019 年の報告書及び文書の機密性

119. 議長は、2019 年の会合報告書及び会合文書として提出された文書の機密性に関する文書 CCSBT-EC/1910/18 を紹介した。
120. 会合は、以下の例外を除き、CCSBT 26 の下での全ての会合報告書及び会合に提出された文書が公開されることに留意した。
- 事務局文書 CCSBT-ESC/1904/04 「事務局による漁獲量のレビュー」の別紙 A
 - 日本の文書 CCSBT-ESC/1909/20 「2018 年漁期の豪州蓄養ミナミマグロにおける未考慮漁獲量推定の更新」
 - 日本の文書 CCSBT-ESC/1909/21 「日本市場におけるミナミマグロ流通のモニタリング：2019 年のアップデート」
 - 日本の文書 CCSBT-ESC/1909/23 「CDS データと市場データを用いた全ての CCSBT 加盟国の報告漁獲量の検証へのアプローチ」
 - 市場解析に関する独立専門家によるプレゼンテーション文書 CCSBT-ESC/1909/44 「SBT に関する日本市場データ及び漁獲量データの照合」
 - オーストラリアの文書 CCSBT-EC/1910/28 「日本市場に関するアップデート及び 2019 年の CCSBT 外部専門家による助言に対するコメント」
121. また会合は、本年の ESC に提出された 15 本の「BGD」文書は以前に EC により機密指定された文書であるため、今回再提出されたものについても機密指定されるべきであることに留意した。これらの文書とはすなわち CCSBT-ESC/1909/BGD 08、17、21、23 及び 25-35 である。

議題項目 17. 2020 年の会合

122. 2020 年の会合日程を以下のとおりとすることが合意された。

- 第 25 回拡大科学委員会会合、東京（日本）、2020 年 8 月 31 日－9 月 5 日
- 第 15 回遵守委員会会合、札幌（日本）、2020 年 10 月 8－10 日
- 第 27 回拡大委員会会合、札幌（日本）、2020 年 10 月 12－15 日

123. 事務局長は、休会期間中の OMMP 会合（5 日間）について、当該会合の過去の例に従って、科学者との議論を踏まえて 2020 年 6 月中の適切な日程を決定する予定である。

議題項目 18. 第 27 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

124. 議長は、EC の議長及び副議長に関する推薦がなかったため、議長及び副議長は過去の方式及び会合主催のローテーションに従って決定されることを述べた。よって、日本が EC の議長を、オーストラリアが副議長を務めることとなる。

125. 日本は、CCSBT 26 後速やかに CCSBT 27 に付属する EC の議長を務める人物を指名すると述べた。オーストラリアも同様に、CCSBT 26 後速やかに副議長を指名すると述べた。

議題項目 19. その他の事項

126. その他の事項はなかった。

議題項目 20. 閉会

20.1. 報告書の採択

127. 会合報告書が採択された。

20.2. 閉会

128. 会合は 2019 年 10 月 17 日午後 2 時 10 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. メンバーのオープニング・ステートメント
5. オブザーバーのオープニング・ステートメント
6. CCSBT 補助機関の議長に関する取決め
7. 財政運営委員会報告書
8. 第 13 回生態学的関連種作業部会報告書
9. 第 14 回遵守委員会会合報告書
10. みなみまぐろ保存委員会における欧州連合に対する 2020 年品質保証レビューに関する付託事項
11. メンバーによる非遵守の可能性を示唆する外部文書のレビュープロセス
12. 第 24 回科学委員会報告書
13. みなみまぐろの年間総漁獲利用可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議
14. 管理方式の採択に関する決議
15. CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議
16. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための決議
17. 2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビューに関する付託事項

参加者リスト
第26回委員会年次会合に付属する拡大委員会

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|---|-----------|-------|--|--|--|----------------------|-----|------------------------------------|
| EXTENDED COMMISSION CHAIR | | | | | | | | |
| Saasa | PHEEHA | Mr | Acting Chief Director, Marine Resources Management | Department of Agriculture, Forestry and Fisheries | South Africa | | | saasap@daff.gov.za |
| COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR | | | | | | | | |
| Frank | MEERE | Mr | | | Australia | | | fmeere@aapt.net.au |
| SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR | | | | | | | | |
| Kevin | STOKES | Dr | | | NEW ZEALAND | | | kevin@stokes.net.nz |
| ECOLOGICALLY RELATED SPECIES WORKING GROUP CHAIR | | | | | | | | |
| Alexander | MORISON | Mr | | | Australia | | | morison.aqsci@gmail.com |
| MEMBERS | | | | | | | | |
| AUSTRALIA | | | | | | | | |
| Cindy | BRISCOE | Ms | Deputy Secretary | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6272 2100 | | cindy.briscoe@agriculture.gov.au |
| Melissa | BROWN | Ms | Assistant Secretary | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6271 6359 | | melissa.brown@agriculture.gov.au |
| Bertie | HENNECKE | Dr | Assistant Secretary | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6272 4277 | | Bertie.Hennecke@agriculture.gov.au |
| George | DAY | Mr | Director | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6271 6466 | | george.day@agriculture.gov.au |
| Matthew | DANIEL | Mr | Manager SBT Fishery | Australian Fisheries Management Authority | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6225 5338 | | Matthew.Daniel@afma.gov.au |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|------------|-----------|-------|-------------------------|---|---|----------------------|-----|--------------------------------|
| Neil | HUGHES | Mr | Assistant Director | Department of Agriculture | GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia | 61 2 6271 6306 | | neil.hughes@agriculture.gov.au |
| Sean | SLOAN | Mr | Executive Director | Fisheries and Aquaculture Primary Industries and Regions SA - PIRSA | GPO Box 1671 Adelaide SA 5001 Australia | 61 8 8429 0111 | | Sean.Sloan@sa.gov.au |
| Brian | JEFFRIESS | Mr | Chief Executive Officer | Australian SBT Industry Association Ltd | PO Box 416, Fullerton, SA, 5063, Australia | 61 419 840 299 | | austuna@bigpond.com |
| Terry | ROMARO | Mr | Managing Director | Ship Agencies Australia | PO Box 1093, Fremantle, WA, 6160, Australia | 61 8 9335 5499 | | terryromaro@aol.com |
| Craig | HUGHES | Mr | Operations Manager | Blaslov Fishing group | PO Box 3653, Port Lincoln, SA, 5606 | 61 42 884 3403 | | craig@blaslovfishing.com.au |

EUROPEAN UNION

| | | | | | | | | |
|---------|----------|----|-----------------------|----------------|--|----------------------|--|------------------------------|
| Orlando | FACHADA | Mr | Head of EU Delegation | European Union | Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium | 32 2299 0857 | | Orlando.Fachada@ec.europa.eu |
| Eider | ANDONEGI | Ms | Researcher | AZTI | Txatxarramendi ugartea z/g, E- 48395, Sukarrieta (Spain) | 34 66 717 4414 | | eandonegi@azti.es |

FISHING ENTITY OF TAIWAN

| | | | | | | | | |
|------------------|------|-----|-----------------------------|---|--|-----------------------------------|-----------------------|------------------------|
| Ming-Fen | WU | Mr. | Senior Technical Specialist | Fisheries Agency of Taiwan | 8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.) | 886 2 23835 855 | 886 2 23327 396 | mingfen@msl.f.a.gov.tw |
| Ming-Hui | HISH | Mr. | Specialist | Fisheries Agency of Taiwan | 8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.) | 886 2 23835 872 | 886 2 23327 396 | minghui@msl.f.a.gov.tw |
| Tsung-Yueh | TANG | Mr. | Secretary | Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China | 3F., No. 14, Wenzhou Street, Taipei, Taiwan (ROC) | 886 2 23680 889 | 886 2 23686 418 | tangty@ofdc.org.tw |
| Winston Yu-Tsang | WU | Dr. | Assistant Professor | Soochow University, Taiwan | 70, Linhsi Road, Shihlin, Taipei 111, Taiwan | 886 2 288194 71 ext 6267 | 886 2 28812 437 | ytwchc@gmail.com |

| First name | Last name | Title Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|------------|-----------|-------------------------|--|--|-----------------|-----------------|---------------------|
| Ling-Ling | CHEN | Ms. First Secretary | Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs | 2 Ketagalan Blvd. Taipei, 10048, Taiwan | 886 2 2348 2528 | 886 2 2361 7694 | cllchen@mofa.gov.tw |
| Yu-Chih | LIN | Mr. President of TTA | Taiwan Tuna Association | 3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st RD, Kaohsiung, Taiwan | 886 7 84196 06 | 886 7 83133 04 | simon@tuna.org.tw |
| Kuan-Ting | LEE | Mr. Director General | Taiwan Tuna Association | 3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st RD, Kaohsiung, Taiwan | 886 7 84196 06 | 886 7 83133 04 | simon@tuna.org.tw |
| Wen-Chun | HUANG | Mr. Assistant Secretary | Taiwan Tuna Association | 3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st RD, Kaohsiung, Taiwan | 886 7 84196 06 | 886 7 83133 04 | jim@tuna.org.tw |

INDONESIA

| | | | | | | | |
|------------|-----------|---|--|--|----------------|-----------------|---|
| Trian | YUNANDA | Mr Deputy Director for Fish Resource in Indonesia EEZ and High Seas | Directorate General of Capture Fisheries, Ministry of Marine Affairs and Fisheries | Gedung Mina Bahari II Lt. 14, Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat, Indonesia | 62 21 34530 08 | 62 21 34530 08 | tryand_fish@yahoo.com sdi.djpt@yahoo.com |
| Zulkarnaen | FAHMI | Mr Head of Research Institute for Tuna Fisheries | Ministry of Marine Affairs and Fisheries | Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia | 62 361 72620 1 | 62 361 84974 47 | fahmi.p4ksi@gmail.com |
| Riana | HANDAYANI | Ms Head of Section for Fish Resources Governance in Indonesia EEZ and High Seas | Directorate General of Capture Fisheries, Ministry of Marine Affairs and Fisheries | Gedung Mina Bahari II Lt. 14, Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat, Indonesia | 62 21 34530 08 | 62 21 34530 08 | sdi.djpt@yahoo.com |
| Rahmat | MULIANDA | Mr Deputy Director for Fisheries | National Development Planning Agency (BAPPENAS) | Jalan Taman Suropati No. 2, Jakarta Pusat 10310, Indonesia | 62 21 31079 60 | 62 21 31079 60 | kelautan@support.bappenas.g o.id |
| Roby | FADILAH | Mr Deputy Director for Governance and Product Development for Marine and Maritime | National Development Planning Agency (BAPPENAS) | Jalan Taman Suropati No. 2, Jakarta Pusat 10310, Indonesia | 62 21 31079 60 | 62 21 31079 60 | kelautan@support.bappenas.g o.id |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|--------------|-----------|-------|--------------------|--|--|-------------------------|-------------------------|------------------------------|
| JAPAN | | | | | | | | |
| Shingo | OTA | Mr | Counsellor | Fisheries Agency Government of JAPAN | 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo | 81-3- 3591- 1086 | 81-3- 3504- 2649 | shingo_ota810@maff.go.jp |
| Yuki | MORITA | Mr | Assistant Director | Fisheries Agency Government of JAPAN | 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo | 81-3- 3591- 1086 | 81-3- 3504- 2649 | yuki_morita470@maff.go.jp |
| Takatsugu | KUDOH | Mr | Section Chief | Fisheries Agency Government of JAPAN | 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo | 81-3- 6744- 2364 | 81-3- 3504- 2649 | takatsugu_kudo250@maff.go.jp |
| Tomoyuki | ITOH | Dr | Group Chief | National Research Institute of Far Seas Fisheries | 5-7-1 Orido, Shimizu, Shizuoka 424- 8633, Japan | 81 54 336 6000 | 81 543 35 9642 | itou@fra.affrc.go.jp |
| Shogo | SHINOHARA | Mr. | Assistant Director | Fishery Division, Economic Affairs Bureau Ministry of Foreign Affairs of Japan | 2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100- 8919 JAPAN | +81-3- 5501- 8338 | +81-3- 5501- 8332 | shogo.shinohara@mofa.go.jp |
| Jun | YAMASHITA | Mr | President | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Hideto | UETAKE | Mr | Advisor | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Takaaki | ANDO | Mr | Advisor | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Kenichi | NISHIKAWA | Mr | Advisor | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Kiyoshi | KATSUYAMA | Mr | Special Advisor | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Hiroyuki | YOSHIDA | Mr | Deputy Director | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |
| Hiroyuki | IZUMI | Mr | Assistant Director | Japan Tuna Fisheries Association | 31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034 | 81 3 5646 2382 | 81 3 5646 2652 | gyojyo@japantuna.or.jp |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|------------|-----------|-------|-------------------|---|--|-----------------|-----------------|---------------------------------|
| Hirohito | IKEDA | Mr | Managing Director | National Ocean Tuna Fishery Association | 7th Floor, Cooper Bldg, 1-1-12 Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047 Japan | +81-3-3294-9634 | +81-3-3294-9607 | hirohito98@hotmail.com |
| Satoru | SHIMIZU | Mr | Secretariat | National Ocean Tuna Fishery Association | 7th Floor, Cooper Bldg, 1-1-12 Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047 Japan | +81-3-3294-9634 | +81-3-3294-9607 | s-shimizu@zengyoren.jfnet.ne.jp |

NEW ZEALAND

| | | | | | | | | |
|---------|-----------|-----|----------------------------------|---|---|---------------|----------------|-------------------------------|
| Arthur | HORE | Mr. | Manager, Offshore Fisheries | Fisheries New Zealand | Auckland MPI Centre, 17 Maurice Wilson Avenue, PO Box 53030, Auckland 2022, New Zealand | 64 9 820 7686 | 64 09 820 1980 | arthur.hore@mpi.govt.nz |
| Dominic | VALLIÈRES | Mr. | Highly Migratory Species Manager | Fisheries New Zealand | Charles Fergusson Building, 32 Bowen Steet, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand | 64 4 819 4654 | | dominic.vallieres@mpi.govt.nz |
| Jo | LAMBIE | Ms | Fisheries Analyst | Fisheries New Zealand | Charles Fergusson Building, 32 Bowen Steet, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand | 64 4 894 0131 | | jo.lambie@mpi.govt.nz |
| Tania | CHIN | Ms | Senior Legal Adviser | New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade | 195 Lambton Quay, Private Bag 18901 Wellington 6160, New Zealand | 64 4 439 8070 | | Tania.Chin@mfat.govt.nz |

REPUBLIC OF KOREA

| | | | | | | | | |
|----------|------|----|--------------------------------------|----------------------------------|--|----------------|----------------|-------------------|
| Seoyoung | PARK | Ms | Deputy Director | Ministry of Oceans and Fisheries | Government Complex Sejong, 94, Dasom2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Korea | 82 44 200 5339 | 82 44 200 5349 | sy100422@korea.kr |
| Ilkang | NA | Mr | International Cooperation Specialist | Ministry of Oceans and Fisheries | Government Complex Sejong, 94, Dasom2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Korea | 82 44 200 5377 | 82 44 200 5349 | ikna@korea.kr |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|------------|-----------|-------|-------------------|--|---|-----------------|-----------------|---------------------|
| Bomi | KIM | Mrs | Senior Inspector | National Fishery Products Quailty Management Service | 8, Jungang-daero 30beon-gil, Jung-gu, Busan, Republic of Korea | 82 10 8864 6639 | 82 51 602 6089 | spring0606@korea.kr |
| Bongjun | CHOI | Mr | Assistant Manager | Korea Overseas Fisheries Association | 6th fl. Samho Center Bldg. "A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea | 82 2 589 1614 | 82 2 589 1630 | bj@kosfa.org |
| Ayoung | KIM | Ms | Policy Analyst | Korea Overseas Fisheries Cooperation Center | #601, 253 Hannurie-daero Sejong Self-governing City Republic of Korea | 82 44 868 7832 | 82 44 868 7840 | aykim@kofci.org |
| Junghoon | HWANG | Mr | Manager | Dong Won Fisheries | Busan, Korea | 82 10 6680 2871 | 82 504 849 8118 | jhh@dwsusan.com |
| Chanwon | JO | Mr | Staff | Sajo Industries CO.,LTD | 107-39, Tongil-Ro, Seodaemun-Gu, Seoul, Korea | 82 2 3277 1656 | 82 2 365 6079 | cwjo@sajo.co.kr |

SOUTH AFRICA

| | | | | | | | | |
|-----------|-----------|----|--|---|---|----------------|----------------|-------------------------|
| Mandisile | MQOQI | Mr | Acting Director:Off shore and High Seas Fisheries Management | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa | 27 21 402 3342 | 27 86 661 9505 | MandisileM@daff.gov.za |
| Kim | PROCHAZKA | Dr | Acting Chief Director of Research | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000, South Africa | | | kim.prochazka@gmail.com |
| Sekiwe | MBANDE | Ms | | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa | | | |
| Lungelwa | NOMXEGO | Ms | | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa | 27 21 402 3036 | | |
| Sven | KERWATH | Dr | Specialist Scientist Finfish | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | 27 214 023 017 | | SvenK@daff.gov.za |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|------------|-----------|-------|---|---|---|--------------------------|-----|-----------------------------|
| Henning | WINKER | Dr | Scientist: Large Pelagic Fisheries | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | 27 214 023 515 | | HenningW@daff.gov.za |
| Denham | PERKER | Dr | Scientist: Large Pelagic Fisheries | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | | | |
| Melissa | MEYER | Ms | Research Technician | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | | | MelissaM@daff.gov.za |
| Bernard | LIEDEMANN | Mr | | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa | | | |
| Buyekezwa | POLO | Ms | | Department of Agriculture, Forestry & Fisheries | Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000 | | | |
| Don | LUCAS | Mr | Chairman | South African Tuna Association (Large Pelagics) | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht St reet, Foreshore, 7999 | 27 83459 9959 | | don@tunasa.co.za |
| Celest | DIEST | Ms | Member | South African Tuna Association | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht St reet, Foreshore, 8000 | 27827 77 7885 | | celeste@impalafishing.co.za |
| Clyde | BODENHAM | Mr | President | South African Tuna Association | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht Str eet, Foreshore, 8000 | +27 21 41826 96 | | clyde@molimoman.co.za |
| Pheobius | MULLINS | Mr | Chairman | South African Tuna Association (Tuna pole) | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht Str eet, Foreshore, 8000 | 27781 32 1386 | | pheobius@wildocean.biz |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|-------------|------------|-------|--------------------|---|--|---------------------|---------------------|------------------------------|
| Rob | KAYE | Mr | Vice Chairman | South African Tuna Association | Unit 25, Foregate Square, Heerengracht St reet, Foreshore, 8000 | 27 83675 0503 | | robert@kaytrad.co.za |
| Sean | WALKER | Mr | Secretary | South African Tuna Longline Association | PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa | 27 21790 5019 | 27 21790 6783 | secretary@satla.co.za |
| Carol | De KOCK | Ms | | LPSSME | P.O.BOX 26973 | 27 82734 4982 | 021 79051 13 | longfin@iafrica.com |
| Renate | De STADLER | Mr | | LPSSME | Cape Town, South Africa | 27 83303 1041 | | |
| Terry-Lynne | LEWIS | Mr | | SATLA | South Africa | 27 76070 5069 | | azanian_fishing@telkomsa.net |
| Trevor | WILSON | Mr | Chairman- SATLA | South African Tuna Longline Association | PO Box 6030, Roggebaai 8012, Cape Town, Republic of South Africa | 27 82321 2985 | 27 21371 4900 | chairman@satla.co.za |
| Chris | HAMEL | Mr | | SATLA | PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa | 27 82333 3100 | | chris@africantuna.com |
| José | XAVIER | Mr | | SATLA | PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa | 27 82774 6990 | | olivejx@gmail.com |
| William | LEWIS | Mr | | SATLA | PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa | 27 76923 4052 | | azanian_fishing@telkomsa.net |
| Alexander | PENGLIDES | Mr | | Shark long line | South Africa | | | |

| First name | Last name | Title | Position | Organisation | Postal address | Tel | Fax | Email |
|---|-----------|-------|---|---|---|-----------------|----------------|-----------------------------|
| OBSERVERS | | | | | | | | |
| AGREEMENT ON THE CONSERVATION OF ALBATROSSES AND PETRELS | | | | | | | | |
| Anton | WOLFAARDT | Dr | Co-convenor, Seabird Bycatch Working Group | Agreement on the Conservation of Albatrosses and Petrels (ACAP) | ACAP Secretariat, 119 Macquarie St, Hobart, TAS 7000, Australia | 27 71622 9678 | | acwolfaardt@gmail.com |
| BIRDLIFE INTERNATIONAL | | | | | | | | |
| Cleo | SMALL | Dr | Head of BirdLife International Marine Program | BirdLife International | RSPB, The Lodge, SG192DL, UK | 44 1767 6935 86 | | cleo.small@rspb.org.uk |
| Yasuko | SUZUKI | Dr | Japan Marine Programme Officer | BirdLife International | Unizo Kakigara-cho Kitajima Bldg. 1F, 1-13-1 Nihonbashi Kakigara-cho, Chuo-ku, Tokyo 103-0014 Japan | 81 3 6206 2941 | | yasuko.suzuki@birdlife.org |
| PEW CHARITABLE TRUSTS | | | | | | | | |
| Glen | HOLMES | Dr | Officer, International Fisheries | The Pew Charitable Trusts | 241 Adelaide St, Brisbane, Qld 4000, Australia | 61 419 79153 2 | | gholmes@pewtrusts.org |
| Alyson | KAUFFMAN | Ms | Senior Associate, International Fisheries | The Pew Charitable Trusts | 901 E Street, N.W., Washington, DC 20004 USA | 1 202 54067 56 | | akauffman@pewtrusts.org |
| TRAFFIC | | | | | | | | |
| Markus | BURGENER | Mr | Programme Coordinator | TRAFFIC | CBC Building, Kirstenobosch Gardens, Rhodes Drive, Cape Town, South Africa | 27 21 799 8673 | | markus.burgener@traffic.org |
| INTERPRETERS | | | | | | | | |
| Kumi | KOIKE | Ms | | | | | | |
| Yoko | YAMAKAGE | Ms | | | | | | |
| Kaori | ASAKI | Ms | | | | | | |
| CCSBT SECRETARIAT | | | | | | | | |
| Robert | KENNEDY | Mr | Executive Secretary | | | | | rkennedy@ccsbt.org |
| Akira | SOMA | Mr | Deputy Executive Secretary | | PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA | 61 2 6282 8396 | 61 2 6282 8407 | asoma@ccsbt.org |
| Colin | MILLAR | Mr | Database Manager | | | | | CMillar@ccsbt.org |
| Susie | IBALL | Ms | Compliance Manager | | | | | siball@ccsbt.org |

議題

第 26 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

2019 年 10 月 14 - 17 日

南アフリカ、ケープタウン

1. 開会
 - 1.1. 第 26 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. オブザーバー
2. 事務局からの報告
3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー
 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告
5. 生態学的関連種作業部会からの報告
6. 遵守委員会からの報告
7. 拡大科学委員会からの報告
8. 総漁獲可能量及びその配分
 - 8.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属 SBT 漁獲量）
 - 8.2. TAC の決定
 - 8.3. 調査死亡枠
 - 8.4. TAC の配分
9. 新たな管理方式の採択
10. 生態学的関連種（ERS）
11. CCSBT パフォーマンス・レビューに関する付託事項及びパネル
12. 条約条文のレビュー
13. 非メンバーとの関係

14. 神戸プロセス
15. 他の機関との活動
 - 15.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告
16. データ及び文書の機密性
 - 16.1. 2019 年の報告書及び文書の機密性
17. 2020 年の会合
18. 第 27 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
19. その他の事項
20. 閉会
 - 20.1. 報告書の採択
 - 20.2. 閉会

文書リスト
第 26 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1910/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat (EC agenda item 2)
5. (Secretariat) Draft Revised 2019 Budget (EC agenda item 3)
6. (Secretariat) Draft 2020 and indicative 2021 - 2022 Budgets (EC agenda item 3)
7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interaction (EC agenda item 4)
8. (Secretariat) Report from the Thirteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (EC Agenda item 5)
9. (Secretariat) Report from the Compliance Committee (EC agenda item 6)
10. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee (EC agenda item 7)
11. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation (EC agenda item 8)
12. (Secretariat) Adoption of a new Management Procedure (EC Agenda item 9)
13. (Secretariat) Potential changes to CCSBT's measures for Ecologically Related Species (ERS) (EC Agenda item 10)
14. (Secretariat) Terms of Reference for the 2021 Performance Review of the CCSBT (EC Agenda item 11)
15. (Secretariat) Relationship with Non-members (EC agenda item 13)
16. (Secretariat) Kobe Process (EC agenda item 14)
17. (Secretariat) Activities with Other Organisations (EC agenda item 15)
18. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents (Rev.1) (EC agenda item 16)
19. (ERSWG Chair) Presentation of the Report of the 13th Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (EC Agenda item 5)
20. (SC Chair) Presentation of the Report of the 24th Meeting of the Scientific Committee incorporating the Extended Scientific Committee (EC agenda item 7)
21. (New Zealand) Proposal to amend the Resolution on Limited Carry-forward of Unfished Annual Total Allowable Catch (EC agenda item 8.1)
22. (Taiwan) Report from the CCSBT Observer (Taiwan) on the 2019 Annual Meeting of the Inter-American Tropical Tuna Commission (EC agenda item 15.1)
23. (Japan) Report from the CCSBT Observer to the 21st Special Meeting of the International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT) (EC agenda item 15.1)

24. (Indonesia) Report from the CCSBT Observer to Twenty Third Session of the Indian Ocean Tuna Commission (EC agenda item 15.1)
25. (Australia) Report from the CCSBT Observer to the 37th Annual Meeting of the Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (EC agenda item 15.1)
26. (Australia) Progress towards implementation of stereo video (EC agenda item 4)
27. (Australia) A further Review of Tuna Growth performance in Ranching and Farming Operations, and of the CCSBT expert advice (EC agenda item 7)
28. (Australia) Japan Market Update and Comments on the 2019 Advice of the CCSBT expert (Rev.1) (EC agenda item 7)

(CCSBT-EC/1910/Info)

1. (Pew Charitable Trusts) Ensuring safe and decent working and living conditions for fishers in the Southern Bluefin Tuna Fishery

(CCSBT-EC/1910/Rep)

1. Report of the Fourteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2019)
2. Report of the Twenty-Fourth Meeting of the Scientific Committee (September 2019)
3. Report of the Tenth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (June 2019)
4. Report of The Thirteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (May 2019)
5. Report of the Twenty-Fifth Annual Meeting of the Commission (October 2018)
6. Report of the Thirteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2018)
7. Report of the Twenty-Third Meeting of the Scientific Committee (September 2018)
8. Report of the Ninth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (June 2018)
9. Report of the Fifth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (March 2018)
10. Report of the Twenty-Fourth Annual Meeting of the Commission (October 2017)
11. Report of the Twenty-Third Annual Meeting of the Commission (October 2016)
12. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)

(検討される可能性がある遵守委員会会合の文書)¹

(CCSBT-CC/1910/SBT Fisheries -)

| | |
|----------------|---|
| Australia | Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission |
| European Union | Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission |
| Indonesia | Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission |
| Japan | Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1) |
| Korea | Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1) |
| New Zealand | Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1) |
| South Africa | Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1) |
| Taiwan | Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2) |

(CCSBT-CC/1910/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1) (CC agenda item 2.1)
5. (Secretariat) Annual Report on Members' implementation of ERS measures and performance with respect to ERS (Rev.2) (CC agenda item 2.1)
6. (Secretariat) Operation of CCSBT Measures (Rev.1) (CC agenda item 5)
7. (Secretariat) The IMO Ship Identification Number Scheme and Proposed Revisions to CCSBT's Authorised Vessel Resolution (CC agenda item 5)
8. (Secretariat) Information Gaps in the CCSBT's Current VMS Arrangements - Update (CC agenda item 6.2)
9. (Secretariat) Review of the Cross-Listing Provision in CCSBT's IUU Vessel List Resolution (CC agenda item 6.3)

¹ CC 会合に提出された文書であって、拡大委員会 (EC) 会合においてメンバーが検討を希望する可能性がある文書。これらの文書に対しては、EC 向けに改めて文書番号を割り当てることはしない。

10. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity & Trade/ Emerging Markets (CC agenda item 6.5)
11. (Secretariat) A Review of Compliance Risks and Preliminary Consideration of a Compliance Action Plan from 2021 Onwards (CC agenda item 8.1)
12. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with Other Bodies and Organisations (CC agenda item 8.4)
13. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's On-line Data Submission/Data Access Facilities for Members (CC agenda item 9)
14. (Trygg Mat Tracking) Southern Bluefin Tuna IUU Risk Assessment (Rev.1) (CC agenda item 7)
15. (BirdLife International) Project proposal for enhancing education on and implementation of Ecologically Related Species seabird measures within CCSBT fisheries (CC agenda item 10)
16. (Australia) Considerations on a Compliance Assessment Process for the Commission (CC agenda item 6.4)
17. (Taiwan) In Respond to CCSBT-CC/1910/14(a) & 14(b) Submitted by TMT on Southern Bluefin Tuna IUU Risk Assessment: A Pilot Study Conducted for CCSBT (CC agenda item 7)
18. (Taiwan) In Respond to CCSBT-CC/1910/Info01 Submitted by PEW on Analysis of AIS Indicates Possible At-Sea Transfers of Southern Bluefin Tuna went Unreported in 2017 (CC agenda item 7 (CC Agenda item 2.2)

(CCSBT-CC/1910/BGD)

1. (Secretariat) Information Gaps in the CCSBT's Current VMS Arrangements (Previously CCSBT-CC/1810/09) (CC Agenda item 6.2)

(CCSBT- CC/1910/Info)

1. (Pew Charitable Trusts) Analysis of AIS Indicates Possible At-Sea Transfers of Southern Bluefin Tuna went Unreported in 2017 (CC Agenda item 5 and 7)
2. (Pew Charitable Trusts) A Comparative Analysis of Reported Carrier Vessel Activity and Transshipments in the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (CCSBT) Statistical Areas in 2017 using AIS Data (CC Agenda item 5 and 7)

(CCSBT-TCWG/1910/)

4. (Secretariat) Proposed Revised CCSBT Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (CC agenda item 6.1)
5. (Secretariat) Indicative Costs for an eCDS using the TUFMAN 2 Platform (CC agenda item 6.1)
6. (Secretariat) Proposed Revision of the CCSBT Catch Documentation Scheme Resolution (2014) (CC agenda item 6.1)
8. (New Zealand) Proposed changes to the template for the annual review report to the Compliance Committee and the Extended Commission (CC agenda item 8.3)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

オーストラリア代表団を代表して、まず始めに本会合をこの美しい都市ケープタウンで主催してくださった南アフリカ共和国に感謝を申し上げます。今回の会合は、2016年に南アフリカが委員会に加盟されて以降、初めて南アフリカで開催される拡大委員会であると理解しております。私は、本日から4日間にわたって開催される実り多く有意義な会合を楽しみにしております。

また、本会合に議長として参加いただいたサーサ・ピーハ氏、及びいつもながら会合の準備及び年間を通じた作業をしてくださった事務局に対しても感謝を申し上げます。さらに、我が委員会補助機関の独立議長であるストークス博士、ミーア氏及びモリソン氏の参加にも感謝いたします。

本年、私どもには新たな管理方式に合意するという任務が課されております。私は、候補管理方式の開発や、様々なオプションを1つに落とし込んでいく作業において素晴らしい協力がなされたと伺っております。また私は、資源の再建やメンバー及び関係者に対して確実性を与えることにかかる管理方式の極めて重要な役割を認識しており、私どもが可能な限り速やかかつ円滑に新たな管理方式へ移行していくことを切望しております。

改めて、オーストラリアにとりましては、漁業における野生生物との相互作用に対してどのように共同して対応するかが本年の重点であります。私は、これらの問題については先週も議論され、いくつかの優れた進捗がなされたものと理解しております。漁業が再建されていったとしても、生態学的関連種の死亡数を漁業のパーセンテージだけでなく実数においても減少させることが我々のゴールであるべきです。

私は、非常に複雑な議論や時に非常に熱心な発表者に付いていくという難しい任務を課されている通訳者に対して、予め感謝を申し上げたいと思います。本会合において、我々の誰も赤ランプを点灯させることのないよう望んでおります。

オーストラリアは、CCSBTにとって最良の成果を得るために全てのメンバーと建設的に作業を行っていくことを約束いたします。

ありがとうございました。

欧州連合のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、同僚の皆様、御列席の皆様、

EU 代表団として、第 26 回 CCSBT 年次会合に参加できることを非常に喜ばしく思っております。まず始めに、我々を暖かく迎えてくださり、またケープタウンで素晴らしい環境の下に会合を主催してくださった南アフリカに対して感謝を申し上げます。また、準備作業をしてくださった事務局に対しても感謝を申し上げたいと思います。

EU は、漁業の主要なプレイヤーであり、水産物の生産者であり、市場価格ベースでは世界最大の魚及び水産物の輸入者であり、また最大の魚の消費者の 1 つであります。しかしながら、CCSBT においては、漁獲又は輸入のいずれの面でも EU の直接的な関心は限定的であります。そうではあるものの、EU としては、引き続き保存管理措置の遵守を確保していくことを強く約束するとともに、みなみまぐろ資源の十分な管理に貢献し、他 RFMO で得た経験の共有を通じて、より良い統治及びまぐろ類 RFMO 間の一貫性を促進していく所存です。

欧州連合は、自然資源の持続的利用に向けた保存管理措置の採択を支援するにあたり、全体として科学を基礎とすること、特に科学委員会及び生態学的関連種作業部会の作業及び勧告から受益することを望んでおります。また EU は、CCSBT における遵守を確保及び支援することに強くコミットしております。

我々の議題は広範でどれも重要なものばかりですが、その中でも特に重要な論点について強調させていただきたいと思っております。

次の 3 年間のクォータブロックにおける TAC を決定するために 2020 年 10 月に利用可能とされる予定の新たな管理方式は、本年に対応すべき極めて重要な問題であります。EU は、最大持続生産量 (MSY) を与える産卵親魚資源量の水準に達し、かつ MSY を確保する漁獲水準を維持することにより、可能な限り速やかに SBT 資源を再建したいと考えています。

もう 1 つの論点は、蓄養及び市場データの解析及びこれに関連して科学委員会が行った勧告に関することです。この点について、EU は、SBT 漁業の確固たる管理、特に SBT 死亡量に関する疑念の解決に貢献するような実際的な措置の採択を望んでおります。

再度申し上げますが、私どもは、遵守委員会が行った勧告の承認に貢献いたします。EU は、監視、管理及び取締り措置に関して、他のまぐろ類 RFMO の状況及びそこで得た経験を踏まえて全球的に協調してまいります。

最後に、木曜日に上々かつ前向きな発言で閉会することができるよう、今週、全ての CCSBT メンバーとともに建設的かつ協力的に作業する考えであることを強調させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団、オブザーバー、御列席の皆様、おはようございます。

台湾代表団を代表して、この美しいケープタウンで本会合を開催して下さった南アフリカ共和国に対する感謝の意を表明いたします。

さらに、会合文書及び本会合の運営の準備に御尽力くださった事務局長のケネディ氏及び事務局スタッフにも感謝を申し上げます。

台湾は、みなみまぐろ資源の持続的利用に向けた適切な管理方式の開発に特に注目しております。私どもは、新たな MP の開発とは、知識、データ、コード及び学習を共有することの結果であると理解しております。2021 年から 2023 年の期間の総漁獲可能量を決定するために ESC により助言された新 MP とそのパフォーマンスは、様々な特性に対して良く対応したものとなっています。オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合と拡大科学委員会による優れた作業のおかげで、拡大委員会は、新たな MP を選択するに十分な情報を得ました。予定通りに全世界の TAC を設定することができるよう、台湾は、本年において拡大委員会が頑健な新 MP を採択できることを心から希望しております。

生態学的関連種について、私どもとしては、こうした種の混獲緩和及び保存は SBT 漁業管理における重要な課題であると考えているところです。この観点から、台湾は、関連するまぐろ類地域漁業管理機関における生態学的関連種に関する保存管理措置の遵守に努めてまいりました。私どもは、本年の ERSWG で成された優れた進捗を評価いたします。

最後に、私は、建設的な成果を得るべく、今後数日において全てのメンバーと作業していくことを楽しみにしております。私は、全てのメンバーとの協力の下に、SBT 漁業の持続可能性及び適切な管理へのさらなる貢献ができるものと考えております。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

尊敬する委員会議長及び事務局長、

代表団、オブザーバー、御列席の皆様、

インドネシア共和国政府を代表して、南アフリカのおもてなしと、この美しいケープタウンで本会合を開催してくださった南アフリカ共和国の政府、特に農林水産省に対して感謝を申し上げます。また私は、この機会に、拡大委員会議長のサーサ・ピーハ氏、事務局長のロバート・ケネディ氏及び全ての委員会及び作業部会の議長、並びに1年を通じて作業に取り組み、いつもながら本会合に向けた全ての準備作業に優れた仕事をしてくださった事務局スタッフに対しても、心から御礼を申し上げます。

オープニング・ステートメントを述べるにあたり、私は、現在、台風による災害を受けている日本の政府及び人々に対し、謹んで哀悼の意を表します。私は、犠牲者を出すことなく、貴国の人々が速やかに復興することができるよう祈念いたしております。

尊敬する議長及び代表団の皆様、過去数年にわたって私どもが留意してきたとおり、拡大科学委員会は、SBTの資源再建が引き続きポジティブな兆候を見せており、産卵親魚資源の再建、バリでのまぐろ管理計画で想定された目標よりも早く達成されるとの経験的な根拠を提示してきております。こうした科学的背景を以て、インドネシアは、この第26回委員会年次会合において、2011年から導入されているバリ管理方式に替わる新たな管理方式

(MP)の選択に全てのCCSBTメンバーが合意することに対する私どもの高い期待を表明したいと思います。新たなMPの選択に当たっては、将来におけるSBTの持続可能性を確保する一方で、メンバー間における社会経済的な公平性についても考慮すべきです。新たなMPでは、長期的なSBT漁業につながっていく有望な投資に対する必然性を確保すべきであり、累積TACが増加していくことの確実性は、将来におけるSBTのプレミアム価格の安定性にも連動していくものです。

またこの機会を捉えて、インドネシア共和国政府がSBT漁業の保存及び管理に関するいくつかのMCSの改善を図ったことをご報告したいと思います。特にIMOナンバーの問題について、インドネシアは、CCSBT許可船舶リスト決議の改正を進めることに合意いたしました。またインドネシアは、特に発展途上国のMCSの改善を支援するための新たなeCDSの開発の問題に関心を有しております。しかしながら、インドネシアにおいては既にeCDSが確立されており、したがって、新たなシステムへの移行に当たっては、メンバーの既存の国内システムとの互換性についても検討すべきです。

世界レベルでの IUU 漁業活動に対するキャンペーンのパイオニア国として、インドネシアは、違法漁業活動の疑いを検知するための AIS や VMS データ、並びに相当量存在する可能性がある無報告又は標識装着されていない SBT を追跡するための市場情報の活用など、特に CCSBT における IUU 漁業活動へのあらゆる対抗措置にコミットし、また支持いたします。

結びとして、私は、今週の会合において熟考される全ての重要な議題において、CCSBT の目的を達成するための私どもの共同的努力に大いに貢献するような実りある結果が得られることを祈念しております。この観点から、私は、本会合の成功に向けて、他の代表団と建設的かつ協力的に作業をしていく意思があることを強調させていただきます。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

日本代表団を代表して一言申し上げます。

まず始めに、ここケープタウンにおいて本会合を主催してくださった南アフリカに対して深甚なる感謝の意を表します。また、本会合の調整のために御尽力くださった事務局長のケネディ氏及び CCSBT 事務局のスタッフ、並びにいつも素晴らしい仕事をしてくださる通訳者の皆様にも感謝を申し上げます。

本会合における最も重要な課題は、新たな管理方式 (MP) の採択であります。科学委員会 (SC) は、昨年で開催された戦略・漁業管理作業部会及び委員会会合の実質的な議論を踏まえ、今年 9 月に本件について広範な議論を行いました。MP を活用した保存管理は、CCSBT の最もユニークな特徴の 1 つであり、いくらかの不確実性がある状況下でも適切な管理決定を行うことが可能となっています。私どもは、本会合において新たな MP を採択することで、CCSBT に対する信頼性がさらに高まり、また同時にまぐろ類 RFMO の中でも CCSBT がこの分野における先駆者であることを立証することにもなるものと確信しております。私どもは、このゴールに向かって他のメンバーと作業することを楽しみにしております。

MP があっても、メンバーに帰属するのか又は非メンバーによるものかを問わず、みなみまぐろ (SBT) の漁獲量に関する不確実性を最小化することは重要であります。SC は、オーストラリアによる SBT の蓄養に関する不確実性に対応するための唯一の直接的な手法はステレオビデオカメラの導入であることに合意しました。また SC は、近年の日本市場データは日本漁船による SBT 漁獲量の異常に関する明確な兆候を示しておらず、全メンバーの漁獲量を検証するために推定値をアップデートすることを勧告しました。MP の頑健性をさらに強化するため、私どもは、オーストラリアに対し、ステレオビデオに関して前向きな行動を起こすよう改めて要請するとともに、日本の市場データを活用した委員会横断的な漁獲量検証スキームに関して事務局及び他のメンバーと率直かつ建設的な議論を行いたいと考えています。このプロセスにおいて、適切な注意を払いつつ、利用可能な各種手法を通じて非メンバー漁獲量に関する不確実性に対処していくことが極めて重要です。

最後に、この 4 日間の会合における全ての参加者の皆様との建設的な議論を通じて将来における CCSBT の発展及び SBT 資源の再建に向けて重要なステップに進むことができることを祈念して、私の発言の結びとさせていただきます。

ありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ・コウトウ・カトア
(皆様こんにちはこの意)

まず始めに、第 26 回 CCSBT 年次会合を主催してくださった南アフリカに感謝の意を表します。ケープタウンは本当に壮観な都市であり、我が代表団のメンバーはここでの時間を楽しんでおります。

第二に、本年を通じた事務局スタッフ及び当委員会の補助機関のメンバー及び議長に対しても感謝を申し上げます。

手短に申し上げます。我々が直面している問題についてはよくご存知のはずです。我々は幸運でした。自然の恵みは、みなみまぐろ資源の再建に大いなる救済の手を差し伸べてくれました。このことは、新たな管理方式に関する目標の設定にあたり、より野心的になる機会を与えてくださいました。ニュージーランドは、こうしたアプローチをとることを強く支持いたします。

しかしながら、みなみまぐろの回遊域にあるニュージーランドの利益は、過去における未報告漁獲によって減殺されてきたのが事実であります。また私どもは、蓄養及び市場に関する報告の不確実性が引き続き解決できなければ、我が国及び他のメンバーの利益がさらに減殺されることになると考えています。

長きにわたって蓄養及び市場の不確実性に対する懸念が提起されてきたにもかかわらず、委員会は、これらを解決するための明確な筋道を見出すことができておりません。これらの問題について本質的かつ測定可能な進捗を見ることが、本委員会における新たな管理方式の採択及び将来における全世界の総漁獲量の増加の前提条件である、というのが私どもの立場です。

これらの問題について我々が見てきたものは自己満足であり、これが我々を現在の立場に追い込んだのです。新たな管理方式の導入を遅らせることは我々の本意ではなく、すなわち軽々に現在の立場に至ったものではありません。私どもは、直近の科学委員会会合の成果を検討し、日本が提案したイニシアティブ、及び蓄養と市場の専門家からの助言に留意しています。また私どもは、ステレオビデオの導入に向けた進捗状況に関するオーストラリアの文書も検討いたしました。これら長期にわたってきた課題の解決に向けてどのように前に進むことができるかについて、他のメンバーからの提案を伺うことを楽しみにしております。

現時点で私が述べなければならないことは以上です。

ありがとうございました。

大韓民国のオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

まず始めに、韓国代表団を代表して、この美しく活力に満ちた都市ケープタウンで第 26 回委員会年次会合を主催してくださった南アフリカ共和国政府に深甚なる感謝の意を表します。また韓国は、事務局長と事務局スタッフによるいつもながらの会合に向けた優れた準備、特に会合文書の作成に向けたプロフェッショナルな仕事ぶりと情熱に感謝いたします。

議長、

我が代表団は、過去 10 年来、みなみまぐろ資源が徐々に回復してきており、それ故に継続的に全世界の TAC を増加させることができたものと考えております。韓国は、これを水産資源の効果的な管理の好例であると考えており、然るに全メンバー及び事務局がこれまでに為してきた専心と懸命な努力を称賛するものであります。

しかしながら、他の RFMO でも常にそうであるように、我々の眼前にはまだ、不確実性を最小化し資源評価の頑健性を高めるべく委員会としての科学的作業を強化しさらに精緻化するための膨大な作業が残されているものと考えています。

こうした観点から、韓国は、メンバーの皆様もご存知のとおり、より体系的なデータ収集を確保するために改善した報告及び MCS 制度に加え、耳石の解析やポップアップタグプログラムといった様々な科学調査活動に取り組んできたところです。この文脈において、私どもは、メンバーに対し、韓国として将来においても委員会及び補助機関の作業に貢献するべく引き続き最大限努力していくとコミットしていることを改めて保証いたします。

本会合では、TAC の配分や新たな管理方式の採択など、私どもが議論及び合意すべき多数の重要な課題があります。各議題において各メンバーの立場が異なる場合もあるかも知れませんが、私は、私ども共通の究極的なゴールは同じであると考えており、メンバーが協力と妥協の精神で建設的に作業すれば、委員会のあらゆる課題に関してコンセンサスに達することができるものと確信しております。

先に申し上げたとおり、私どもは、今週、みなみまぐろの保存及び最適利用という委員会の目的を念頭に置いて、議長、全てのメンバー、NGO 及び事務局とともに作業することを非常に楽しみにしております。

ありがとうございました。

南アフリカのオープニング・ステートメント

議長、

CCSBT 事務局長、

尊敬するメンバー、代表団、オブザーバーの皆様、

まず始めに、この機会に、南アフリカ共和国を代表して、皆様を CCSBT の第 26 回拡大委員会年次会合に、そして親しみを込めて母なる街として知られるこの美しくも水不足な都市ケープタウンに歓迎いたします。実際のデータを見ると、過去数世紀で最悪であったケープタウンの水供給のレベルは、この数ヶ月間で大幅に改善しております。皆様におかれましては、現在の水の使用制限にご留意いただくとともに、シャワーは短く、そして水の代わりにワインを飲んでいただくようお願いいたします。

地域漁業管理機関（RFMO）に対する南アフリカのコミットメントは、疑いの余地がないものであります。南アフリカは、3つのまぐろ類 RFMO、すなわちみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）及びインド洋まぐろ類委員会（IOTC）を含む多くの RFMO の締約国となっています。さらに、南アフリカは、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）の創設メンバーでもあります。ごく最近には、我が国は違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定に加盟いたしました。このように、南アフリカは、前述の RFMO により採択された全ての関連する保存管理措置を遵守する義務を負っております。

南アフリカは、確固たる制度的取決めを確立し、また最も重要なこととして、漁業に対する頑健な関与及びそれに対する持続可能な管理を提供する既存の枠組みに参加し、我らの海から得られる社会経済的なメリットを最適化する必要がありました。漁業は、地域の経済活動と漁業者に対する雇用創出を振興するものです。漁業者は、漁獲物の格付け、梱包、処理及び魚に付加価値をつけることを通じて、長期にわたってより持続的な雇用を享受することになります。同様に、国際市場に生鮮品を輸送及び輸出する業務に携わる地域の航空会社も経済的な恩恵を受けています。地域の生鮮漁業は、補給、食料、燃料、餌料、漁具等、さらに広範な陸上の支援サービスを創出しています。こうした漁業に伴う修理やメンテナンスは裾野が広く、陸上に幅広い雇用をもたらしています。発展途上国である南アフリカは、その地理的な位置及び利用可能なインフラの面において、まぐろ向けの漁業、特に SBT 漁業をさらに発展させ、我が国の国民に対して最大限の経済的利益を生み出す上で非常に良い条件にあります。

議長、私は、第 26 回 CCSBT 拡大委員会会合が、建設的で実りある討議を行い、相互への尊敬の念と公平性、並びに未来を含む全ての世代の利益のために SBT 個体群を持続的に管理するという意思によって導かれた良い決定が成されることを確信しております。

御列席の皆様、

未来の世代に向けて魚類資源を保存していくための最良の国内的及び国際的な法律文書による管理及び遵守は重要なことであります。私は、皆様が首尾よく討議されることを祈念するとともに、空き時間にはケープタウン周辺を散策され、その美しさとおもてなしを堪能していただくことができるよう願うものであります。

ありがとうございました。

あほうどり類及びみずなぎどり類の保存に関する協定（ACAP） のオープニング・ステートメント

浮はえ縄漁業における混獲は、海鳥類、特にアホウドリ類とミズナギドリ類に対する最大の脅威の一つであります。13の締約国で構成されるあほうどり類及びみずなぎどり類の保存に関する協定（ACAP <https://acap.aq/>）は、これらの個体群に対する脅威を緩和するため、国際的な活動の調整を通じてアホウドリ類及びミズナギドリ類の保存に取り組んでおります。

本年、ACAP 諮問委員会は、漁業操業の結果として毎年何千羽ものアホウドリ類及びミズナギドリ類が死亡しており、ACAP 掲載 31 種は引き続き保存上の危機に直面していると宣言しました。ACAP 及び他の機関により漁業における海鳥混獲に対処するための効果的な混獲緩和措置の調査及び勧告の努力が為されてきたにもかかわらず、多くの場合において、こうした勧告は全く実施されていないか、又は一部しか実施されておられません。CCSBT を含む公海まぐろ漁業に責任を有する地域漁業管理機関により採択された海鳥混獲緩和措置の非遵守は重大な問題として認識されております。効果的な混獲緩和措置の導入と適切な取締りが行われている管轄区域では、海鳥混獲の削減が実証されております。時としてこの削減は劇的なもので、またそれによって漁業に有害な影響が惹起されたとは認識されておられません。

アホウドリ類やミズナギドリ類が直面している保存上の危機に鑑み、ACAP は、新たに拡張した重点分野及び緊急的かつより長期的な活動の策定を進めているところであり、海鳥混獲の削減は様々な規模で実施される必要があることを踏まえつつ、漁業操業における海鳥混獲を削減するための戦略及び行動の実施を強化するため、RFMO 及び他の機関とともに作業していく所存です。さらに ACAP は、アホウドリ類及びミズナギドリ類が直面する保存上の危機や、これらの海鳥が直面する脅威にどのように対処するのが最良かに関する ACAP の助言についてより効果的に伝達するための作業に取り組んでまいります。

バードライフ・インターナショナルのオープニング・ステートメント

バードライフが本会合にオブザーバーとして参加する機会をいただいたことに感謝を申し上げます。

本年は、SBT 漁業と絶滅のおそれがあるアホウドリ個体群に関していくつかの前向きな動きがありました。特に、CCSBT では新たに海鳥に関する複数年戦略の起草が計画されており、私どもは、このことは将来の CCSBT のプロセスにおいて非常に重要なものになると考えているところです。さらに、海鳥混獲緩和措置の実施を強化するための行動に関するプロジェクトへの資金調達に向けたコンセプトが策定されており、私どもとしては、この拡大委員会においてこれが承認されることを望んでおります。また私どもは、いくつかのメンバーが海鳥混獲と混獲緩和措置の使用状況に関する報告の頑健性を強化するために努力したことを評価いたします。

しかしながら、あほうどり類及びみずなぎどり類の保存に関する協定が今年表明したとおり、混獲の結果としてアホウドリ類が直面している緊急かつ継続的な保存上の危機は改善されておりません。2019 年において、CCSBT の ERSWG は、SBT 漁業において高水準のアホウドリ混獲が継続していることについて、改めてその深刻な懸念を表明いたしました。

CCAMLR のメンバーが亜南極でのメロ漁業における同様の問題を解決してから既に 20 年が経ちましたが、CCSBT メンバーが保存のサクセスストーリーに対する風評被害のリスクとなり得るこの問題に対する方向性を変えるための道を探す時間はとうに過ぎてしまいました。

私どもは、混獲の現状を覆すことができる唯一の最も重要な行動は、既存の海鳥混獲規制の遵守を強化することであると確信しております。本会合において、私どもは拡大委員会に対し、海鳥プロジェクトのコンセプトの承認に加えて、海鳥措置にかかる CCSBT の遵守を加速及び強化すること、及び明確な時間軸を伴った海鳥戦略目標を定めることに対する確固たるコミットメントを示すことを呼びかけたいと思います。また、新たな海鳥に関する複数年戦略の全体目標では、国連公海漁業協定及び FAO 責任ある漁業の行動規範が定める義務、すなわち混獲の最小化及び個体群に対する影響の最小化を全面的に反映することが肝要です。

議長、メンバーの皆様、お時間をいただきありがとうございました。

ピュー慈善財団のオープニング・ステートメント

ピュー慈善財団は、本委員会会合に参加し会合の経過を観察する機会を与えてくださった事務局及びメンバーに対して感謝を申し上げます。また私どもは、本会合を主催してくださった南アフリカ共和国政府、並びに本会合を通して懸命に作業して下さる通訳者に対しても感謝を申し上げます。

ピューの国際漁業プログラムは、各 RFMO の管轄下にある漁業の管理を改善するための議論に貢献することを目的として、世界のほとんどの RFMO にオブザーバーとして関与しているところであり、みなみまぐろに関してもそのように対応することを楽しみにしております。

議長、ありがとうございました。

トラフィックのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

トラフィックは、拡大委員会及びその他の補助機関会合にオブザーバーとして参加する機会を与えてくださった委員会に感謝を申し上げます。本会合を主催してくださった南アフリカ、及び会合の準備をしてくださった事務局にも感謝いたします。私どもは、ここでの非常に重要な審議に貢献することを楽しみにしております。

トラフィックは、みなみまぐろ（SBT）資源が引き続き回復の兆候を見せており、2035年までに70%の確率で初期産卵親魚資源量の20%の水準まで再建するとの暫定再建目標が達成される見込みであることを歓迎いたします。暫定再建目標が採択されて以来、トラフィックは委員会に対し、適切に予防的な長期的再建目標を採択するよう求め続けてまいりました。私どもは、本会合に対する拡大科学委員会からの勧告、すなわち新たなMPの選択に当たっては2035年までに初期産卵親魚資源量の30%とのチューニング水準を用いることとした勧告に留意しております。私どもは、このニューニング水準を用いた新たなMPの開発を支持いたします。しかしながら、コミッショナーの皆様におかれては、予防的な目標リファレンスポイントを代表する水準の産卵親魚資源量としてどの水準を長期的再建目標とするのかについて、本会合で明確に議論していただくよう求めます。

トラフィックは、SBTの未考慮死亡に対処するための委員会による継続的な行動、及び特にCCSBTのメンバーではない中国が2019年に同国船団によるSBTの漁獲及び水揚げを回避するためのSBTの保持禁止、海域閉鎖、転載及び報告要件を通知してきたことに留意しております。こうした要件の実施に関して自信を持つことができるよう、委員会は、これらの措置の検証に向けた措置をとっていくとともに、例えば科学委員会の蓄養及び市場専門家による勧告に対応することにより、その他の未考慮死亡への対処法を探っていくべきです。我々が新たなMPに進んでいくのであれば、非メンバーによるIUU漁獲量を考慮するために控除している306トンという数量が適切であるのかどうかについて確信を得る必要があります。

生態学的関連種（ERS）に関して、私どもは、一部のメンバーがオブザーバーカバー率目標を達成していないか、又はERS漁獲量を報告していないことに懸念を有しております。一部のメンバーにおけるヨシキリザメの漁獲量、死亡数及び投棄数は極めて高水準であるものの、概してこれらの推定値は乏しい情報に基づくものであり、トラフィックとしては、メンバーによるサメ漁獲量の報告水準を懸念しております。私どもは、他のRFMOにより採択されたERS措置の使用に関するCCSBT決議を歓迎してはいるものの、これら

の措置は CCSBT メンバーによって漁獲されるサメ類に対して十分に特異的なものではなく、遅すぎる段階に至るまでにそれらの種に対する過剰漁獲の問題が対処又は特定されないのではないかと感じています。トラフィックは、委員会に対し、CCSBT の活動の一環として捕獲されるサメ類の資源状態と管理の必要性を優先事項として評価するよう、科学委員会に指示することを奨励いたします。

またトラフィックは、多くのサメ種及びエイ種が絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約（CITES）の附属書に記載されていることにも留意しており、委員会から遵守委員会及び科学委員会に対し、メンバーが CITES 掲載種の漁獲及び貿易を行う際には CITES におけるそれぞれの義務を履行するための適切な助言を行うよう要請することを奨励いたします。これには、そうした種の持続可能な漁獲水準とは何なのかに関する助言も必要となるでしょう。

議長、現行の SBT 総漁獲可能量（TAC）の下で全ての ERS の漁獲量が持続可能な水準に管理されるよう確保するべく CCSBT が直ちに対処する必要性について、私どもはいくら強調しても強調し過ぎることはありません。TAC が増加する可能性及び資源が回復するに連れて漁獲努力量も増加する可能性を踏まえると、これが実行されなければ、ERS の保存状況に関して受け入れがたい劇的な減少を目の当たりにすることになる恐れがあります。

議長、ありがとうございました。

CCSBT 補助機関における議長に関する取決め

(第 26 回委員会年次会合 (2019 年 10 月 17 日) において改正)

序文

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) は、付属書 1 のとおり多数の補助機関を有している。それぞれの役割の性質上、各補助機関における議長に関する取決めは異なったものとなっている。CCSBT 26 において、拡大委員会は、CCSBT 補助機関における議長に関する取決めとして以下に合意した。

一般的な議長の選考及び任命プロセスとともに、CCSBT の補助機関及び技術作業部会について合意された議長に関する取決めを以下に示した。

補助機関の議長は、雇用状況又は国籍にかかわらず、常に独立的にふるまうことが期待されている。CCSBT 補助機関について合意された議長に関する取決めは下表のとおりである。

補助機関

科学委員会及び拡大科学委員会

| | |
|------|---|
| 任命権者 | 拡大委員会が議長を任命する |
| 任期 | 3 年 |
| 再任 | 2 回まで |
| 独立性 | 議長は、任命の時点において、又は契約期間を通じて CCSBT メンバー国政府の公務員であってはならない。ただし、メンバーがメンバー国の国民である個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く。 |

遵守委員会

| | |
|------|---|
| 任命権者 | 拡大委員会が議長を任命する |
| 任期 | 3 年 |
| 再任 | 2 回まで |
| 独立性 | 議長は、任命の時点において、又は契約期間を通じて CCSBT メンバー国政府の公務員であってはならない。ただし、メンバーがメンバー国の国民である個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く。 |

生態学的関連種作業部会

| | |
|------|--|
| 任命権者 | 拡大委員会が議長を任命する |
| 任期 | 最低 2 回の ERSWG 会合 (通常、会合は 18-24 ヶ月ごとに開催されることに留意) |
| 再任 | 2 回まで |
| 独立性 | 議長は、任命の時点において、又は契約期間を通じて CCSBT メンバー国政府の公務員であってはならない。ただし、メンバーがメンバー国 |

| | |
|--|-------------------------------------|
| | の国民である個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く。 |
|--|-------------------------------------|

遵守委員会作業部会及び遵守技術作業部会

| | |
|------|---|
| 任命権者 | 遵守委員会議長としての契約のとおり、対応可能な場合は遵守委員会議長が遵守委員会作業部会及び遵守技術作業部会の議長を務める。 |
| 任期 | 遵守委員会議長と同様 |
| 再任 | 遵守委員会議長と同様 |
| 独立性 | 遵守委員会議長と同様 |

財政運営委員会

| | |
|------|---|
| 任命権者 | 財政運営委員会会合の開始前に、拡大委員会が議長を選出する |
| 任期 | 各年 |
| 再任 | 可（再任の回数制限なし。拡大委員会が会合の都度、議長選出に合意することに留意） |
| 独立性 | メンバー国の代表団員も可 |

戦略・漁業管理作業部会

| | |
|------|---------------------------------------|
| 任命権者 | 拡大委員会が別の決定を行わない限り、開催国が議長を任命する。 |
| 任期 | 会合ごと |
| 再任 | 可（再任回数の制限なし。拡大委員会が別の決定を行う可能性があることに留意） |
| 独立性 | メンバー国の代表団員も可 |

技術作業部会

独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める単位漁獲努力量あたり漁獲量に関する作業部会、及びオペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合は、拡大科学委員会に付属する高度に技術的な作業部会である。これらの作業部会は、CCSBTの条約の下に設立されたものではなく、また拡大委員会によって設置されたものでもない。これらの作業を進めるに当たっての独立科学諮問パネルの関与は、拡大科学委員会のプロセスにおいて極めて重要であった。

単位漁獲努力量あたり漁獲量に関する作業部会

| | |
|-----|-----------------------|
| 議長 | 独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める |
| 任期 | 定められていない |
| 再任 | 定められていない |
| 独立性 | 独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める |

オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合

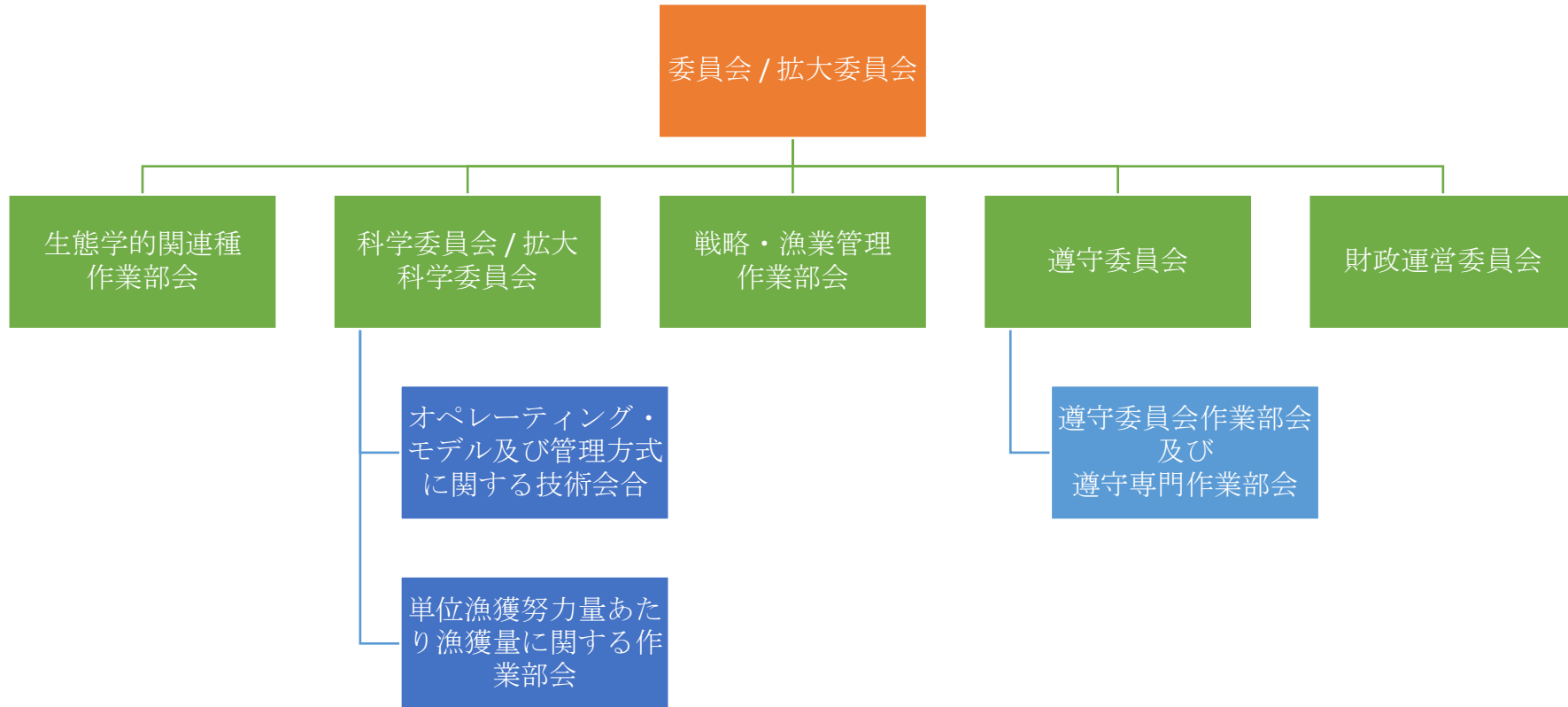
| | |
|-----|-----------------------|
| 議長 | 独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める |
| 任期 | 定められていない |
| 再任 | 定められていない |
| 独立性 | 独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める |

議長の選考及び任命プロセス

補助機関の議長の選考及び任命に関する一般的なプロセスは以下のとおりである。

1. 事務局が、回章を通じて（又は必要な場合は会合において）プロセス及び時期を確認する
2. 事務局が、回章を通じて（及び適当な場合は公募により）候補者を求める
3. 事務局が、メンバーによるランク付けを受けるため、候補者の応募書類を配布する
4. 事務局が、投票を集計する
5. 当選者が特定される
6. メンバーが当選者の通知を受領する

CCSBT 補助機関の構成



財政運営委員会報告書

ドミニク・ヴァリエー氏（ニュージーランド）が財政運営委員会（FAC）の議長を務めることが合意された。FACには以下の議題の検討が付託された。

- 2019年予算の改訂
- 2020年予算案
- 2021年及び2022年の仮予算案
- 公式財務諸表をより現代的な報告フォーマットに変更することに関する検討

公式財務諸表のフォーマットの変更に関する検討

FACは、CCSBTの財務諸表をより現代的なフォーマットに更新することを希望するかどうかについて検討するよう招請された。こうした変更により、外部の読者にとってはより読みやすい財務諸表になるものと考えられるが、およそ4,000ドルの費用が生じることとなる。

FACメンバーは、こうした変更は不要であり、現行の報告フォーマットは本委員会のニーズを満たしているとした。

FACは、拡大委員会に対し、CCSBTの年次財務諸表のフォーマットを現状のまま維持することを**勧告**する。

2019年改訂予算

事務局長は、CCSBT-EC/1910/05に総括した2019年改訂予算の概要を説明した。予算案は、実際の収入額及び支出額、及び本年の残りの期間における収入及び支出の見込額を取り入れて改訂されたものである。

2019年の支出見込額は総計2,929,800豪ドルで、2019年に関して承認された金額より5%低くなっている。事務局は、会合文書の翻訳の際に外部の翻訳サービスを使用せず事務局スタッフがこれを行うことといった様々なソースから節約することができた。FACメンバーは、翻訳に関して事務局次長に対する謝意を表明した。

事務局長は、2019年改訂予算のうち当初予定されていた金額から大きな変更があった個別事項に関して追加的に詳細を説明した。

現予算年度においては追加的な作業は予定されていないとのESC議長からの助言を受け、OM/MPに関する支出額が変更された。またFACは、成熟度

研究に伴う統計解析は 2020 年まで実施されない可能性が高いことから、これに関する資金を 2019 年から 2020 年に移した。

FAC メンバーは、改訂予算の作成及び年間を通じた支出削減の努力について事務局に感謝した。

オーストラリアは、1996 年みなみまぐろ保存委員会（特権及び免除）規則に基づく事務局に対する税制の適用除外に関して最新の状況を述べた。オーストラリアは、規則改正の遅れについて謝罪し、この遅れはオーストラリアの規制プロセス及び最近の連邦選挙に起因していると説明した。

FAC は、拡大委員会に対し、別添 A の 2019 年改訂予算に留意するよう**勧告**した。

2020 年予算案

FAC は、CCSBT-EC/1910/06 に総括された予算案（CCSBT の通常業務のための資金を含む）について検討した。

2020 年予算案は、回章 #2019/051 において提示された暫定的な 2020 年予算案に比べて、支出額が 39,000 豪ドル多くなっている。この支出額の増加は、拡大科学委員会（ESC）作業計画における以下 2 つの事項に関するものである。

- SBT 産卵親魚個体群の資源量を推定するための近縁遺伝子作業においてさらに 1,100 の組織サンプリングを可能とするための追加費用 28,100 豪ドル
- オペレーティング・モデル及び管理方式（OMMP）に関する技術会合に科学調査計画の検討（全科学諮問パネル及びコンサルタントに加えて ESC 議長の出席が必要となる）を含めるための追加費用 10,400 豪ドル

FAC は、ESC 議長とも協議しつつ ESC からの 2 つの追加的な予算要望について検討し、これらを 2020 年予算に取り入れることを承認した。しかしながら、近縁遺伝子解析に関連する今回の追加的支出の承認は、資源の規模に基づく将来的なサンプル数の増加に対応するために予算を増額させることの前例とすべきでないことが合意された。ESC に対しては、本分野に対する費用の抑制が奨励されるべきである。

さらに、EC による決定が財政上の予期せぬ影響をもたらしたため、FAC は、予算編成プロセスの中で以下の決定にも対応するよう要請された。

- 試行的電子漁獲証明制度（eCDS）の開発（150,000 豪ドル）
- 欧州連合に対する小規模品質保証レビュー（QAR）（10,000 豪ドル）

- 事務局のプロフェッショナルスタッフに対する老齢年金の計算に国際連合の年金報酬表を用いる方式への移行に関する決定
- 必要に応じた AIS 解析のための臨時資金の継続
- 現在の事務局長との契約の延長
- CCSBT パフォーマンス・レビューパネルのメンバーへの IOTC 締約国の追加

FAC は、総額を踏まえて 2020 年予算にどのように変更を取り入れるのが最良であるかについて検討した。試行的 eCDS を除き、追加的費用に伴う予算の変更提案は予算削減を要すること無く承認された。

試行的 eCDS に必要な資金は、現行の年間収入又は他の予算費目における費用節約を通じてこれをカバーすることはできなかった。FAC は、現有の現金預金を引き出して直ちに試行への資金拠出を行うか、又は想定されているオーストラリアからの税金の還付金を受領するまで試行を先送りするかの 2 つのオプションを検討した。FAC は、試行的 eCDS の開発資金として事務局の現有の現金預金を引き出すオプションを勧告した。FAC は、このオプションが EC による決定を反映する最善のオプションであると確信する。

FAC は、CCSBT としては来年にオーストラリア国税庁から税金が還付されるものと想定していることに留意し、これを受領した際には、今回の追加的引出しを相殺するためにこれらの還付金を現金預金に戻すことを勧告した。この決定を行う際、FAC は、現金預金額の減少による事務局の運営に対するリスクは限定的で管理可能であるものと思料した。

また FAC は、事務局長の契約延長を一部反映するため、2020 年に割り当てられていた採用費用を 2022 年の仮予算に移した。

FAC は、拡大委員会に対し、本報告書別添 B に示した 2020 年一般予算を承認するよう**勧告する**。

2021 年及び 2022 年の仮予算

また FAC は、来年度予算より以降 2 年間に於ける仮予算についても検討するよう要請された。FAC メンバーは、これらの仮予算について精査し、節約の可能性に関して入念に確認した。

また事務局長は、遺伝子標識放流向けの CSIRO による現在の共同出資に関していくらかの財政的リスクがあることを指摘した。この作業は新技術の開発というよりもモニタリング活動に移っていくため、将来的にはこうした共同出資が減額していく可能性がある。

FAC は、拡大委員会に対し、2021 年及び 2022 年の仮予算に対する修正案に留意するよう**勧告した**。

GENERAL BUDGET - 2019

| INCOME | 2019 APPROVED BUDGET | 2019 REVISED BUDGET | % Variation |
|--|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------|
| Contributions from Members | \$2,706,677 | \$2,706,677 | 0.0% |
| Japan | \$775,328 | \$775,328 | |
| Australia | \$775,328 | \$775,328 | |
| New Zealand | \$220,446 | \$220,446 | |
| Korea | \$237,098 | \$237,098 | |
| Fishing Entity of Taiwan | \$237,098 | \$237,098 | |
| Indonesia | \$210,984 | \$210,984 | |
| European Union | \$102,690 | \$102,690 | |
| South Africa | \$147,705 | \$147,705 | |
| Staff Assessment Levy | \$111,800 | \$125,330 | 12.1% |
| Carryover from previous year | \$137,999 | \$137,999 | - |
| Withdrawal from savings | \$100,000 | 0 | -100.0% |
| Interest on investments¹ | \$29,000 | \$47,831 | 64.9% |
| TOTAL GROSS INCOME | \$3,085,476 | \$3,017,837 | -2.2% |

¹ Interest on investments does not include interest earned from the staff liability fund (which is estimated to be \$4,224 in 2019).

| EXPENDITURE | 2019 APPROVED BUDGET | 2019 Expenditure to date | Forecast Remaining Expenditure¹ | 2019 REVISED BUDGET | % variation |
|--|-------------------------------------|---|---|------------------------------------|------------------------|
| ANNUAL MEETINGS - (EC/CC) | \$208,500 | \$91,025 | \$84,000 | \$175,025 | -16.1 |
| Independent chairs | 62,100 | 23,441 | 33,500 | 56,941 | -8.3 |
| Interpretation costs | 84,200 | 35,076 | 43,900 | 78,976 | -6.2 |
| Hire of venue & catering ² | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| Hire of equipment ² | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| Translation/of meeting documents | 10,000 | 0 | 0 | 0 | -100.0 |
| Secretariat expenses | 52,200 | 32,508 | 6,600 | 39,108 | -25.1 |
| EXTENDED SCIENTIFIC COMMITTEE | \$238,400 | \$162,850 | \$25,300 | \$188,150 | -21.1 |
| Interpretation costs | 76,300 | 52,684 | 12,100 | 64,784 | -15.1 |
| Hire of venue & catering ² | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| Hire of equipment ² | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel | 124,200 | 83,250 | 13,200 | 96,450 | -22.3 |
| Translation of meeting documents | 1,000 | 0 | 0 | 0 | -100.0 |
| Secretariat expenses | 36,900 | 26,916 | 0 | 26,916 | -27.1 |
| SUB-COMMITTEE MEETINGS | \$201,326 | \$141,200 | \$9,400 | \$150,600 | -25.2 |
| Ecologically Related Species WG Meeting | 98,300 | 70,236 | 0 | 70,236 | -28.5 |
| OMMP Technical Meeting (5 day, intersessional) | 79,600 | 62,307 | 0 | 62,307 | -21.7 |
| OMMP Technical Meeting (1 day, prior to ESC) ² | 14,800 | 7,820 | 2,400 | 10,220 | -30.9 |
| Technical CC WG Meeting (1 day, prior to CC) ² | 8,626 | 837 | 7,000 | 7,837 | -9.1 |
| SCIENCE PROGRAM | \$1,068,500 | \$515,857 | \$488,500 | \$1,004,357 | -6.0 |
| Intersessional OM/MP Maintenance & Development | 9,800 | 445 | 200 | 645 | -93.4 |
| Development of the CPUE series | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| Tagging program coordination | 1,000 | 0 | 1,000 | 1,000 | 0.0 |
| Long-Term Gene Tagging Project ³ | 770,000 | 374,000 | 396,000 | 770,000 | 0.0 |
| Close-kin sampling, DNA extraction & sequencing ³ | 80,300 | 40,150 | 40,150 | 80,300 | 0.0 |
| Close-kin identification & exchange (POP & HSP) ³ | 46,700 | 23,320 | 23,320 | 46,640 | -0.1 |
| Sampling and aging of Indonesian otoliths | 55,700 | 27,830 | 27,830 | 55,660 | -0.1 |
| Maturity study | 55,000 | 0 | 0 | 0 | -100.0 |
| Develop methodology for analysis of farm & market data | 50,000 | 50,112 | 0 | 50,112 | 0.2 |
| SPECIAL PROJECTS | \$68,450 | \$44,309 | \$9,515 | \$53,824 | -21.4 |
| Assistance to Developing States | 4,700 | 0 | 0 | 0 | -100.0 |
| TCN Participation | 6,900 | 7,005 | 0 | 7,005 | 1.5 |
| Ad-Hoc AIS Analysis | 20,000 | 9,969 | 0 | 9,969 | -50.2 |
| Database upgrade and on-line data submission/access | 36,850 | 27,335 | 9,515 | 36,850 | 0.0 |
| SECRETARIAT COSTS | \$1,127,000 | \$865,583 | \$320,000 | \$1,185,583 | 5.2 |
| Secretariat staff costs | 743,000 | 544,963 | 216,300 | 761,263 | 2.5 |
| Staff assessment levy | 111,800 | 90,630 | 34,700 | 125,330 | 12.1 |
| Employer social security | 143,800 | 107,225 | 42,300 | 149,525 | 4.0 |
| Insurance -worker's comp/travel/contents | 14,200 | 11,283 | 3,500 | 14,783 | 4.1 |
| Travel/transport | 30,700 | 5,181 | 1,900 | 7,081 | -76.9 |
| Translation of meeting reports | 18,000 | 0 | 18,000 | 18,000 | 0.0 |
| Training | 2,000 | 538 | 1,000 | 1,538 | -23.1 |
| Home leave allowance | 1,700 | 0 | 1,700 | 1,700 | 0.0 |
| Other employment expenses | 2,300 | 1,669 | 600 | 2,269 | -1.3 |
| Recruitment expenses | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| Staff liability fund (accumulating) | 59,500 | 104,094 | 0 | 104,094 | 74.9 |

| OFFICE MANAGEMENT COSTS | \$173,300 | \$143,261 | \$29,000 | \$172,261 | -0.6 |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|------------------|--------------------|-------------|
| Office lease and storage | 71,400 | 70,712 | 900 | 71,612 | 0.3 |
| Office costs | 84,000 | 66,807 | 14,900 | 81,707 | -2.7 |
| Provision for new/replacement assets | 11,000 | 2,071 | 10,800 | 12,871 | 17.0 |
| Telephone/communications | 6,900 | 3,671 | 2,400 | 6,071 | -12.0 |
| TOTAL GROSS EXPENDITURE | \$3,085,476 | \$1,964,085 | \$965,715 | \$2,929,800 | -5.0 |

¹ Most of these estimates are rounded up to the nearest \$100

² South Africa is paying the venue and associated costs (equipment, catering) of this meeting in 2019.

³ CSIRO is providing an in-kind contribution to these projects.

GENERAL BUDGET for 2020 and Indicative Budgets for 2021-2022

| INCOME | APPROVED 2020 BUDGET | <i>Indicative 2021</i> | <i>Indicative 2022</i> |
|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| Contributions from members | \$2,840,163 | <i>\$2,981,100</i> | <i>\$3,129,900</i> |
| Japan | \$813,564 | <i>\$853,936</i> | <i>\$896,560</i> |
| Australia | \$813,564 | <i>\$853,936</i> | <i>\$896,560</i> |
| New Zealand | \$231,318 | <i>\$242,796</i> | <i>\$254,916</i> |
| Korea | \$248,791 | <i>\$261,137</i> | <i>\$274,172</i> |
| Fishing Entity of Taiwan | \$248,791 | <i>\$261,137</i> | <i>\$274,172</i> |
| Indonesia | \$221,389 | <i>\$232,375</i> | <i>\$243,974</i> |
| European Union | \$107,754 | <i>\$113,101</i> | <i>\$118,747</i> |
| South Africa | \$154,989 | <i>\$162,680</i> | <i>\$170,800</i> |
| Staff Assessment Levy | \$129,300 | <i>\$132,000</i> | <i>\$135,000</i> |
| Carryover from previous year | \$88,037 | <i>\$50,000</i> | <i>\$50,000</i> |
| Withdrawal from savings | \$310,000 | <i>\$85,000</i> | <i>\$80,000</i> |
| Interest on investments¹ | \$20,000 | <i>\$20,000</i> | <i>\$20,000</i> |
| TOTAL GROSS INCOME | \$3,387,500 | <i>\$3,268,100</i> | <i>\$3,414,900</i> |

¹ Interest on investments does not include interest earned from the staff liability fund.

| EXPENDITURE | APPROVED 2020 BUDGET | Indicative 2021 | Indicative 2022 |
|--|-------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| ANNUAL MEETING - (CC/EC/CCSBT) | \$370,400 | \$291,000 | \$270,000 |
| Independent chairs | \$37,000 | \$68,000 | \$34,000 |
| Interpretation costs | \$56,700 | \$66,000 | \$73,000 |
| Hire of venue & catering | \$155,700 | \$76,000 | \$87,000 |
| Hire of equipment | \$65,100 | \$38,000 | \$33,000 |
| Translation of meeting documents | \$10,000 | \$10,000 | \$10,000 |
| Secretariat expenses | \$45,900 | \$33,000 | \$33,000 |
| ESC/SC Meeting | \$245,500 | \$211,000 | \$270,000 |
| Interpretation costs | \$39,900 | \$45,000 | \$59,000 |
| Hire of venue & catering | \$9,800 | \$28,000 | \$33,000 |
| Hire of equipment | \$45,100 | \$18,000 | \$24,000 |
| Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel | \$114,000 | \$118,000 | \$133,000 |
| Translation of meeting documents | \$1,000 | \$1,000 | \$1,000 |
| Secretariat expenses | \$35,700 | \$1,000 | \$20,000 |
| SUB-COMMITTEE MEETINGS | \$92,800 | \$113,000 | \$133,000 |
| Ecologically Related Species WG Meeting | \$0 | \$78,000 | 0 |
| OMMP Technical Meeting (5 day, intersessional) | \$92,800 | \$0 | \$97,000 |
| OMMP Technical Meeting (1 day, prior to ESC) | \$0 | \$0 | \$0 |
| Technical CWG Meeting (1 day prior to CC) | \$0 | \$35,000 | 36,000 |
| SCIENCE PROGRAM | \$1,059,200 | \$1,018,800 | \$1,062,000 |
| Intersessional OM/MP Maintenance & Development | \$9,300 | \$9,000 | \$9,000 |
| Development of the CPUE series | \$3,900 | \$4,000 | \$4,000 |
| Tagging program coordination | \$1,000 | \$1,000 | \$1,000 |
| Long-Term Gene Tagging Project ¹ | \$775,500 | \$786,500 | \$803,000 |
| Close-kin sampling, DNA extraction & sequencing ¹ | \$109,500 | \$111,400 | \$134,800 |
| Close-kin identification & exchange (POP & HSP) ¹ | \$47,800 | \$48,600 | \$49,700 |
| Sampling and aging of Indonesian Otoliths | \$57,200 | \$58,300 | \$60,500 |
| Maturity study | \$55,000 | \$0 | \$0 |
| Develop methodology for analysis of farm & market data | \$0 | \$0 | \$0 |
| SPECIAL PROJECTS | \$214,700 | \$217,300 | \$70,000 |
| Assistance to Developing States | \$0 | \$0 | \$0 |
| Quality Assurance Review | \$10,000 | \$50,000 | \$50,000 |
| Performance Review | \$0 | \$144,000 | \$0 |
| TCN Participation by CC Chair | \$0 | \$0 | \$0 |
| Ad-Hoc AIS Analysis | \$20,000 | \$20,000 | \$20,000 |
| Database upgrade and on-line data submission/access | \$34,700 | \$3,300 | \$0 |
| Trial eCDS developmet | \$150,000 | \$0 | \$0 |
| SECRETARIAT COSTS | \$1,245,700 | \$1,252,000 | \$1,442,900 |
| Secretariat staff costs | \$785,800 | \$802,000 | \$818,000 |
| Staff assessment levy | \$129,300 | \$132,000 | \$135,000 |
| Employer social security | \$188,400 | \$192,000 | \$196,000 |
| Insurance -worker's compensation/ travel/contents | \$16,000 | \$16,000 | \$16,000 |
| Travel/transport | \$27,600 | \$28,000 | \$29,000 |
| Translation of meeting reports | \$14,500 | \$15,000 | \$15,000 |
| Training | \$2,000 | \$2,000 | \$2,000 |
| Home leave allowance | \$9,500 | \$1,700 | \$9,900 |
| Other employment expense | \$3,200 | \$3,300 | \$3,400 |
| Recruitment / discharge expenses | \$0 | \$0 | \$144,600 |
| Staff liability fund (accumulating) | \$69,400 | \$60,000 | \$74,000 |

| EXPENDITURE | APPROVED 2020 BUDGET | <i>Indicative 2021</i> | <i>Indicative 2022</i> |
|--------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| OFFICE MANAGEMENT COSTS | \$159,200 | <i>\$165,000</i> | <i>\$167,000</i> |
| Office lease and storage | \$73,400 | <i>\$75,000</i> | <i>\$77,000</i> |
| Office costs | \$72,200 | <i>\$74,000</i> | <i>\$75,000</i> |
| Provision for new/replacement assets | \$8,300 | <i>\$11,000</i> | <i>\$10,000</i> |
| Telephone/communications | \$5,300 | <i>\$5,000</i> | <i>\$5,000</i> |
| TOTAL GROSS EXPENDITURE | \$3,387,500 | <i>\$3,268,100</i> | <i>\$3,414,900</i> |

¹ CSIRO is providing an in-kind contribution to these projects.

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 13 回生態学的関連種作業部会会合報告書

2019 年 5 月 28 - 31 日
オーストラリア、キャンベラ

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 14 回遵守委員会会合報告書

2019 年 10 月 10 - 12 日
南アフリカ、ケープタウン

みなみまぐろ保存委員会における欧州連合（EU）に対する 2020年品質保証レビューに関する付託事項

1. はじめに

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）は、みなみまぐろの全分布域における管理に責任を有する政府間組織である。その拡大委員会は、オーストラリア、欧州連合（EU）、漁業主体台湾、インドネシア、日本、韓国、ニュージーランド及び南アフリカから構成されている。

CCSBTの目的は、適切な管理を通じて、みなみまぐろの保存及び最適利用を確保することにある。

CCSBT品質保証レビュー（QAR）プロセスの目的は、CCSBTの義務に関するメンバーの管理制度がよく機能しているかをメンバーが確認することを支援する独立レビューを提供するとともに、改善が必要と考えられる分野に関する勧告を行うことである。

EUに関する背景情報

EUは、28カ国から構成される地域的な経済統合のための機関（REIO）である。EUメンバーは、漁業に関するそれぞれの管轄権をEUに移譲しているが、一般的に、監視、管理及び取締り（MCS）能力については引き続き各EUメンバー国の責任となっている。

EUは、CCSBT拡大委員会のメンバーとしては非常に特殊な側面を有している。他のCCSBTメンバーとは異なり、EUにはSBT漁業がない。EUは、EU漁船がSBTを漁獲対象とすることを禁止しており、EUに対する限定的な漁獲枠（11トン）は混獲を専らの対象として許可されているものである¹。この点に関して、直近でSBTの混獲が記録されたのは2012年（4.4トン）である。

また、EUのSBT貿易量はごくわずかである。

EU又はそのメンバー国には、SBTを専門に取り扱う部署はない。その代わりに、EUは、SBTが混獲される可能性がある水域における他のRFMO向けに人的及び管理上のリソースを割り当てている。これらのRFMOの漁業にかかるEUの管理を評価することは、CCSBTに付託された権限内に収まるものではない。

¹ 2019年1月30日付けEU理事会規則2019/124は、2019年に、欧州連合の水域において、及び欧州連合の水域外の特定の水域において欧州連合の漁船に適用される、特定の漁業資源及び漁業資源グループに関する漁業機会について定めている。

2. 範囲

本 QAR は、以下 2 つの主要な CCSBT 措置の遵守を確保するための EU の制度及びプロセスの適格性をレビューするものである。

- i) 国別配分量（すなわち SBT の混獲量）
- ii) 漁獲証明制度

特に、本 QAR では、EU の制度及びプロセスが、これら 2 つの措置に関する CCSBT の最低履行要件² に合致しているかどうかを判定するものとする。

協議は、欧州委員会海事・漁業総局との間で実施される。

制度の適格性の評価に当たり、本 QAR では EU の特殊な事情及び特徴（すなわち SBT 漁業がないこと）を考慮するとともに、以下 2 つの分野に関する EU の MCS 制度についてハイレベルでのレビューを行う。

- i) **遠洋漁業における混獲** – あらゆる混獲及び投棄にかかる正確な報告及び検証、並びにあらゆる SBT の水揚げを記録及び検証するための制度及びプロセスが重視される必要がある。
- ii) **市場国 – SBT 製品の輸入に関する要件（CDS 要件の効果的实施を含む）** に対応するためのシステム及びプロセスが重視される必要がある。

3. 言語

レビューは英語で実施される。

4. レビューのプロセス

机上レビュー

本 QAR の目的は、EU には SBT 漁業がないこと及び背景情報で述べたその他の要素を踏まえた上で、EU の制度及びプロセスが関連する CCSBT 措置の最低履行要件に合致しているかどうかについて独立的に文書化し、及び評価することである。

レビュー者は、特定した 2 つの主要措置に関する EU の現行の MCS 制度及びプロセスを評価するとともに、以下の事項について評価しなければならない。

- 以下を確保するためにどのような制度及び補助的なプロセスが実施されているか。
 - SBT 総漁獲可能量（TAC）の EU に対する国別配分量の遵守（特にあらゆる SBT の混獲及び投棄に由来して国別配分量に計上される死亡量に関して、及びあらゆる SBT の漁獲及び水揚げの記録及び検証に関して）
 - SBT 製品の輸入要件（CDS の効果的实施を含む）が履行されているか？

² これらの要件については CCSBT ウェブサイトで確認可能である。

レビューでは、以下の一般的なステップを踏むことが期待される。

- 1) 既存の文書、特に EU により CCSBT に提出された直近の国別報告書の分析
- 2) EU が選択した関連する内部文書が、実際に運用されている関連する CCSBT の制度及びプロセスを適切に記述及び反映しているかどうかの判断
- 3) EU の関連するデータ収集及び情報文書（以下を含む）の存在の確認
 - CCSBT の CDS の適切な実施のためのプロセス（輸入物の受領、提出・確認及び証明の要件、及び CCSBT 標識の使用を含む）に関する情報を示す文書
 - 洋上でのあらゆる SBT の混獲及び投棄の記録に関する文書（オブザーバーの責任に関する情報を含む）
 - SBT の水揚げ、輸出、輸入、発行された CDS 標識及び権限を付与された CDS 確認者の記録に関する文書（必要な場合）
- 4) 既存の制度及びプロセスは EU が CCSBT における義務を履行することを確保するために効果的であるかどうかの判断

上記のステップを踏まえ、レビュー者は以下を行うべきである。

- SWOT（強み、弱み、機会、脅威／リスク）解析の実施
- 上記の評価の結果を踏まえ、EU の遵守制度及びプロセスをさらに改善できる可能性があるかどうかを含む勧告の策定
- 報告書案の作成

5. QAR 報告書

報告書では、EU の制度のレビューにかかる調査結果、制度の適格性の分析及び改善のための勧告を記述すべきである。

QAR 報告書の作成に当たっては、以下のプロセス及びスケジュールに従う必要がある³。

- レビュー者は、xxxx までに、関連するメンバーに対して報告書案を提供するものとする⁴。
- EU は、レビュー者に対して報告書案に関する明確化を求めることができ、また報告書案のあらゆる側面（特に事実誤認及び不備に関して）についてレビュー者にコメントを行うことができる。EU からのコメントは、報告書案の受領から 8 週間以内かつ xxxx より以前に提供されなければならない。

³ これらのスケジュールは、適切なコメントが加えられた個別の QAR 報告書最終版を、CCSBT 遵守委員会年次会合による検討に向けて回章するために必要なものである。

⁴ QAR はメンバーのメリットとなるよう意図されたものであり、レビュー中のメンバーとレビュー者との間の議論及びフィードバックが奨励されることを再確認すべきである。したがって、メンバーは、報告書案を受領する前に全ての重要な結果を認識しているはずである。

- レビュー者は、EU から報告された全ての事実誤認を修正するものとする。またレビュー者は、EU から提出されたその他のコメントについても検討し、レビュー者が適当と判断した場合には報告書を修正するものとする。
- レビュー者は、遵守委員会会合の開始 6 週間前までに、EU 及び CCSBT 事務局長に対して最終版の報告書を提出するものとする。QAR 報告書最終版の目次には、報告書の最後に添付される別紙（QAR の結果に関して EU が記述を希望した EU からのコメントを含む）に関する事項を含むものとする。
- 事務局は、メンバーに対し、レビュー者のパフォーマンスに関するフィードバック様式を提供するものとする。

6. 機密保持、データ保護、著作権及び知的財産（IP）

本レビューの実施にあたり、レビュー者は、機密上及び商業上センシティブな情報にアクセスすることとなる。

QAR 報告書最終版を除き、QAR を実施する過程においてレビュー者が入手又は作成した全ての情報及び資料は、レビュー者と EU との間の機密であり、QAR の実施中又は実施後に、いかなる第三者に対しても、レビュー者により公開されることがあってはならない。レビュー者は、このことについて宣誓を行うよう求められるものとする。

QAR 報告書最終版は、CCSBT 手続規則の規則 10⁵ で記述されているとおり、委員会の補助機関又は諮問機関の会合に提出された文書の機密保持要件の対象となるものとする。

QAR の監査者が個人データに接触する場合、欧州連合の機関、組織、事務局及び部局による個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する 2018 年 10 月 23 日付け欧州議会及び欧州委員会 EU 規則 2018/1725 を全面的に参照する必要がある。同規則の下に保護される個人データは、例外的状況であって、第 3 国又は国際機関が適切な安全性確保措置を提供しており、かつデータ主体の執行可能な権利及びデータ主体のための効果的な司法救済が利用可能なことを条件としてのみ、EU 外に転移することができる。

7. レビュー者の資格

レビュー者は、漁業管理及び漁業の監視、管理及び取締り制度にかかる十分な知識を有していることが期待される。またレビュー者は、こうした制度にかかる監査／レビューに関する経験を有しており、かつレビューを受ける機関から独立（すなわち利益相反がない）していなければならない。

レビュー者の氏名及び資格は、レビュー開始前に EU 及び CCSBT メンバーに対して通知される。

⁵ 規則 10 の目的に関して、レビューを受けるメンバーは、当該レビューの報告書が提示する結果及び勧告の著者と見なされるものとする。

8. QAR プログラムの管理

本 QAR プログラムの効果的な実施のため、以下の役割及び責任が特定されている。

- i) **事務局長** – QAR に関する契約の管理
- ii) **事務局長及び遵守委員会議長** – EU との協議を踏まえたレビュー方法の承認、レビュー者に対する技術的助言の提供及び最終全体報告書の査読
- iii) **QAR コーディネーター** – EU は、QAR 活動（技術的支援及び助言の提供を含む）を調整するため、適切な資格を有する公務員を指名しなければならない。
- iv) **レビュー者** – 付託事項、確立された方法論及び事務局長からの指示に基づく本 QAR の完遂
- v) **EU** – レビュー者に対する助言を提供するとともに、レビュー者が制度、プロセス及び情報にアクセスできるようにする。QAR 報告書案に関する意見をレビュー者に提供するとともに、事務局長に対しレビュー者のパフォーマンスに関する意見を提供する。

メンバーによる非遵守の可能性を示唆する外部文書のレビュープロセス

メンバーに対して、CCSBT 会合の前にメンバーによる非遵守の可能性を示唆する外部文書をレビューし事実誤認を修正する機会を提供することができるよう、以下のプロセスを適用するものとする。

1. メンバーによる非遵守の可能性を示唆する全ての外部文書であって CCSBT 会合により検討される文書は、その旨を明示しなければならず、及びそうした文書が会合に提出される少なくとも 45 日前までに、事務局により受領されなければならない。
2. そのような文書は、単なる憶測又は裏付けのない情報に依拠することなく、これらの非遵守の可能性には合理的かつ信頼性の高い証拠があると信ずるに足る合理的根拠に基づいて作成されなければならない。
3. 文書が事務局により受領された場合、同文書は、会合の少なくとも 45 日前までにメンバーに対して回章される。
4. メンバーに対しては、文書の回章後、文書について検討し、及び事務局に対して当該文書にかかる当初の回答を行うために 20 日の期間が与えられる。回答に当たっては、全ての事実誤認、及びメンバーが会合に対して注意を喚起したいその他全ての事項について検討すべきである。遵守上の事例が個別の漁船に言及するものである場合であって、メンバーが当該船舶の情報を公表しないよう要請した場合は、EC が当該件をどのように扱うかについて決定するまでの間、当該情報は非公開とされなければならない。
5. メンバーが事実誤認を確認した場合、これらの事実誤認は精査され、また事実誤認を確認したメンバーの数により、二者間（メンバー及び著者間）で、又は必要があれば事務局がメンバー及び報告書の著者間の連絡調整役となって多数者間で対処される必要がある。事務局からメンバーに回章することができるよう、著者は、修正した文書を事務局に対して会合の 15 日前までに提出しなければならない。
6. 修正された文書は、CCSBT 会合において検討される。CCSBT 会合における検討の際、メンバーが修正文書に引き続き事実誤認が含まれていることを立証した場合であって、かつコンセンサスに達した場合、これらの事実誤認が是正されない限り、当該文書は撤回されなければならない。

外部文書とは、メンバー、CNM 又は事務局によって提出され、かつ承認された文書以外の全ての文書をいう。

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 24 回科学委員会会合報告書

2019 年 9 月 7 日
南アフリカ、ケープタウン

みなまぐろの年間総漁獲利用可能量の未漁獲量の限定的繰越し に関する決議

(第26回委員会年次会合(2019年10月17日)において採択)

みなまぐろ保存拡大委員会は、

2011年第18回年次会合において「管理方式の採択に関する決議」が採択されたことに留意し、

また、同決議が、3年間のブロックごとにみなまぐろの全世界の総漁獲可能量(TAC)を設定する管理方式を採択していることに留意し、

メンバーが各割当年内において各々の総漁獲利用可能量を効率的に管理する必要性、及びメンバーの年間総漁獲利用可能量の限定的な繰越しを認める必要性を考慮し、

未漁獲量の繰越しに関する規定が、各割当年間における漁獲に関する柔軟性を付与することでこの漁業に恩恵をもたらし得ることを認識し、

こうした規定が現行の管理方式の運用及び全世界のTACの設定において負の影響を及ぼさないという知見に基づき、

この繰越しに関する規定が、一部のメンバーに対して行政的な混乱を生じさせる可能性があること、したがって、各メンバーが自国船に対してこの規定を適用するかどうかは、それぞれのメンバーの判断に委ねられるべきであることを認識し、

条約第8条3(b)に基づき、次のとおり合意する。

セクション1：繰越し措置の設定

1. 拡大委員会は、この決議により、メンバーの年間総漁獲利用可能量¹の未漁獲量の限定的な繰越しに関する措置を策定する。
2. メンバーは、総漁獲利用可能量の未漁獲量の繰越しを行うかどうかを決定するものとする。未漁獲量の繰越しを行うことを決定したメンバーは、次のセクション2-4において規定する措置に基づきこれを実施するものとする。

¹ 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。

セクション 2：繰越措置

3. メンバーの年間総漁獲利用可能量において未漁獲量が生じた場合には、そのメンバーは当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。ただし、ある年から次の年に繰り越すことができる総割当量は、繰り越される漁獲枠が生じた年におけるメンバーの有効漁獲上限の 20% を超えてはならない。
4. メンバーの年間総漁獲利用可能量の未漁獲量は、当該割当年に関して、メンバーの年間総漁獲利用可能量から、当該メンバーに対して計上された全ての死亡量の合計を差し引いた数量に相当する。当該メンバーに対して計上された全ての死亡量の合計には、以下を含まなければならない。
 - a) SBT を主たる漁獲対象としたかどうかにかかわらず、商業的漁業操業に起因する死亡量
 - b) メンバーがそれぞれの国別配分量の範囲内で確保する、以下に対する割当の全量
 - 放流及び／又は投棄
 - 遊漁
 - 慣習的及び／又は伝統的漁業
 - 沿岸零細漁業
5. メンバーは、パラグラフ 4 (b) に規定された各項目について、割当年における実際の漁獲量にかかる最善の推定値を得るよう努力するものとする。可能な場合は、メンバーによる割当の全量に代えて、同推定値が当該メンバーに対して計上された全ての死亡量に含められるものとする。
6. ある年のメンバーの総漁獲利用可能量は、当該割当年における同国の国別配分量に、直前の割当年における同国の国別配分量の 20% に相当する数量を加えた数量を越えてはならない。

セクション 3：繰越措置に関する通報及び報告

7. 事務局は、メンバーに対し、割当年の終了時点において、未漁獲分の割当量を次の割当年に繰り越すかどうかについての意向を確認するものとする。未漁獲分の割当量の繰越しを行うことを選択したメンバーは、事務局からの要請の受領から 90 日以内に、事務局に対してこれを確認するものとし、この確認には、新たな割当年における修正された総漁獲利用可能量を含むものとする。
8. メンバーは、当該割当年における実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、当該措置の適用について報告するものとする。

セクション 4：繰越しが適用されない場合

9. 追加的な管理行動を要する例外的な状況が生じているとする拡大科学委員会からの助言に基づき、拡大委員会が 3 年間のクォータブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合には、いず

れのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする。

10. 拡大委員会が、3年間のクォータブロック内において、1以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合には、削減の状況を踏まえて拡大委員会が別の決定を行わない限り、当該メンバーは、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。
11. より低い全世界の TAC を管理方式が勧告した場合又は拡大委員会が決定した場合には、拡大委員会が別の決定を行わない限り、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする。
12. メンバーが 2017 年漁期又はそれ以降に国別配分量を超過した場合であってそれらの漁期の超過漁獲量を返済していない場合には、拡大委員会による他の合意がある場合を除き、メンバーは、こうした漁獲量が返済されるまで、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。

セクション 5：一般規定

13. この決議における措置は、採択と同時に発効するものとする。
14. 新たな管理方式の採択後、拡大委員会は、拡大科学委員会による助言を踏まえ、必要に応じて、この決議のレビュー及び改正を行うものとする。
15. この決議は、第 21 回委員会年次会合において採択された「みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議」に代わるものであり、かつこれを失効させるものである。

管理方式の採択に関する決議

(第26回委員会年次会合(2019年10月14-17日)において改正)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に駆られ、

現在の資源状況、及び特に2016年の産卵親魚資源量が初期資源量の11%ないし17%の状態にあると助言する拡大科学委員会による最新の資源評価結果、及び2019年の拡大科学委員会が資源の継続的な再建を示唆したことを考慮し、

2035年までに、産卵親魚資源を初期資源の20%とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで回復させることを決意し、

CCSBTの当初の管理方式が初期産卵親魚資源量を2010年の約5%から2016年の約13%まで再建するための指針となったこと、及び2018年には資源が初期産卵親魚資源量の約17%に達したと示唆されたことに留意し、

2035年までに初期産卵親魚資源量の30%まで資源をさらに再建することを目標とし、

2019年9月の拡大科学委員会会合において同委員会が開発した管理方式を考慮し、

2017年の拡大委員会年次会合において同委員会が改正した全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議に加え、

自国の漁獲レベルが国別配分に従うことを確保するための、及び拡大委員会によって採択された同決議を履行するための必要な手段を実施する各メンバー及び協力的非加盟国の義務を認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(a)に基づき、次のとおり決定する。

1. 拡大委員会は、2019年拡大科学委員会年次会合において同委員会が勧告した「ケープタウン方式」として知られる管理方式(MP)を、第18回科学委員会に付属する拡大科学委員会報告書別紙10において記載されたメタルール・プロセスとともに採択する。メタルール・プロセスは、拡大科学委員会によりケープタウン方式に合わせて調整され、拡大委員会による承認を経て発効することとなる。
2. MPは、2021年以降の全世界の総漁獲可能量(TAC)を設定するための指針として利用されるものとする。

3. MP は、2021 年から 2023 年までの TAC を勧告する（すなわち、ラグはない）が、その後は、MP による TAC の算出と当該 TAC の実施の間に 1 年間のラグを設ける（すなわち、2024 年から 2026 年までの TAC は、2022 年に算出される）。
4. MP のパラメーターは、次のとおりとする。
 - (i) MP は、2035 年までに初期産卵親魚資源量の 20 % とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで資源を回復させることにつき、少なくとも 70 % の達成確率を有するものとする。
 - (ii) MP は、2035 年までに初期産卵親魚資源量の 30 % の資源量水準を達成することにつき、50 % の達成確率を有するものとする。
 - (iii) 最小増加又は減少 TAC 変更幅を 100 トンとする。
 - (iv) 最大増加又は減少 TAC 変更幅を 3000 トンとする。
 - (v) TAC は、3 年間を対象として設定される。
5. 各 3 年間における TAC の国別配分量は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議¹に基づき、振り分けられる。

¹ 2017 年の拡大委員会年次会合において改正。

**CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と
調和させるための決議**

(第 26 回委員会年次会合 (2019 年 10 月 14 - 17 日) において採択)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

他の関連するまぐろ類地域漁業管理機関 (RFMO) の生態学的関連種 (ERS) に関する措置に従うことを義務付ける CCSBT 決議を創設することにより、他のまぐろ類 RFMO と努力を重複させることなく、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) メンバーに対して法的拘束力のある ERS に関する措置を策定する
とした第 5 回戦略・漁業管理作業部会における決定を想起し、

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源 (ストラドリング魚類資源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定 及び異なるまぐろ類地域漁業管理機関間における協力及び保存管理措置の一貫性を確保することの必要性に留意し、

一部の海鳥類、とりわけ一部のあほうどり類及びみずなぎどり類について、世界的な絶滅の恐れがあることを懸念し、

また、みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀類、さめ類及び鯨類といったその他の種に対しても偶発的に危害を与え得ることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第 5 条 (2) において、締約国は、CCSBT に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることをさらに想起し、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意し、

2007 年 1 月 26 日のまぐろ類 RFMO 神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に留意し、

2007 年 7 月 3 - 6 日に東京で開催された第 7 回生態学的関連種作業部会 (ERSWG) において、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提出するとされた勧告を再確認し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 (3) に従い、以下に合意する。

1. この CCSBT 決議の目的に関して、
 - a) 「インド洋まぐろ類委員会の管轄する水域」は、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第 2 条に規定される水域である。
 - b) 「中西部太平洋まぐろ類委員会の条約区域」は、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第 3 条に規定される区域である。
 - c) 「大西洋まぐろ類保存国際委員会の条約区域」は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第 1 条に規定される水域である。
 - d) 上記のパラグラフ a) – c) に定義される海域は「それぞれの委員会が管轄する水域」であり、これらを合わせて「管轄水域」とする。
 - e) 「ERS 措置」とは、インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 及び大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) において発効している、その時々採択及び改正されたあらゆる生態学的関連種に関する措置であって、別添 I に掲げた措置を意味する。
 - f) メンバー又は協力的非加盟メンバーとは、CCSBT 拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーを意味する。
2. この決議は、管轄水域における「みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録」に掲載された全ての船舶に適用するものとする。各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶であって管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する船舶が当該管轄水域において発効している全ての ERS 措置を遵守することについて、メンバー又は協力的非加盟メンバーが ERS 措置を採択しているまぐろ類 RFMO のメンバーであるかどうかを問わず、これを確保しなければならない。
3. 管轄水域外で操業する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、南緯 30 度以南における全てのはえ縄漁業においてトリラインを使用しなければならない。
4. 管轄水域が重複する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、適用する適切な RFMO の ERS 措置を選択しなければならない。
5. 各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶が管轄水域内でみなみまぐろを漁獲する際に ERS 措置に含まれる義務を遵守することができなかった場合、これに対して効果的な行動をとることを確保しなければならない。拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーが、メンバーとなっていない委員会の管轄水域においてみなみまぐろ漁業を行う場合、当該条約の適当な機関においてメンバー又は協力的非加盟メンバーによる ERS 措置の遵守状況が評価されない限り、当該メンバー又は協力的非加盟メンバーは、該当する場合には、CCSBT 遵守委員会に対し、関連する ERS 措置に関するこうした行動について報告するものとする。

6. CCSBT 事務局は、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における生態学的関連種に関するあらゆる決定を踏まえ、毎年の CCSBT 拡大委員会年次会合の前に、別添 I に掲げる ERS 措置一覧を更新する。
7. WCPFC の場合を除き、関連するまぐろ類 RFMO の ERS 措置に対して公式に異議を申し立てているメンバー及び協力的非加盟メンバー、及びその公式の異議申立て及び当該まぐろ類 RFMO の意思決定ルールの運用を理由として当該 ERS 措置により法的に拘束されない者は、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外される。WCPFC の場合においては、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第 20 条の 6 に基づき ERS 措置に関する決定の再検討を求めているメンバー又は協力的非加盟メンバーは、当該措置が法的拘束力を有することとなるまで、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外される。
8. 事務局は、メンバー及び協力的非加盟メンバーに対する情報提供を専らの目的として、毎年の CCSBT 遵守委員会に対し、ERS 措置の実施状況に関する報告書を提出するものとする。

別添 I: ERS 措置

IOTC の管轄する水域

- a) Resolution 12/04 On the conservation of marine turtles;
- b) Resolution 12/06 On reducing the incidental bycatch of seabirds in longline fisheries;
- c) Resolution 12/09 On the conservation of thresher sharks (family Alopiidae) caught in association with fisheries in the IOTC area of competence;
- d) Resolution 13/04 On the conservation of cetaceans;
- e) Resolution 13/05 On the conservation of whale sharks (*Rhincodon typus*);
- f) Resolution 13/06 On a scientific and management framework on the conservation of shark species caught in association with IOTC managed fisheries;
- g) Resolution 17/05 On the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by IOTC;
- h) Resolution 18/02 On management measures for the conservation of blue shark caught in association with IOTC fisheries.
- i) Resolution 19/03 On the conservation of mobulid rays caught in association with fisheries in the IOTC Area of Competence (*comes into force on 29 October 2019*);

WCPFC の条約区域

- j) Resolution 2008/03 on the Conservation and Management of Sea Turtles (*to be replaced by CMM 2018/04 on 1 January 2020*);
- k) Resolution 2010/07 - Conservation and Management Measure for Sharks;
- l) Resolution 2011/04 - Conservation and Management Measure for Oceanic Whitetip Sharks;
- m) Resolution 2012/04 - Conservation and Management Measure on the protection of whale sharks from purse seine operations;
- n) Resolution 2013/08 - Conservation and Management Measure for Silky Sharks;
- o) Resolution 2014/05 - Conservation and Management Measures for Sharks;
- p) Resolution 2018/03 - Conservation and Management Measure to mitigate the impact of fishing for highly migratory fish stocks on seabirds;
- q) Resolution 2018/04 - Conservation and Management Measure of Sea Turtles. (*takes effect on 1 January 2020, when it replaces CMM 2008-03*)

ICCAT の条約区域

- r) Resolution 95-02 on cooperation with the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) with regard to study on the status of stocks and by-catches of shark species;
- s) Resolution 03-10 on the shark fishery;

- t) Recommendation 04-10 concerning the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by ICCAT;
- u) Resolution 05-08 on circle hooks;
- v) Supplemental Recommendation 07-06 Concerning Sharks;
- w) Recommendation 07-07 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in Longline Fisheries;
- x) Recommendation 09-07 on the Conservation of Thresher Sharks Caught in Association with Fisheries in the ICCAT Convention Area;
- y) Recommendation 10-06 on Atlantic Shortfin Mako Sharks Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- z) Recommendation 10-07 by ICCAT on the Conservation of Oceanic Whitetip Sharks caught in Association with fisheries in the ICCAT Convention Area;
- aa) Recommendation 10-08 on Hammerhead Sharks (family *Sphyrnidae*) caught in Association with Fisheries Managed by ICCAT;
- bb) Recommendation 10-09 on the By-catch of Sea Turtles in ICCAT Fisheries;
- cc) Recommendation 11-08 on the Conservation of Silky Sharks Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- dd) Supplemental Recommendation 11-09 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in ICCAT Longline Fisheries;
- ee) Recommendation 11-10 on Information Collection and Harmonization of Data on By-catch and Discards in ICCAT Fisheries;
- ff) Recommendation 13-10 on Biological Sampling of Prohibited Shark Species by Scientific Observers;
- gg) Recommendation 13-11 Amending Recommendation 10-09 on the By-Catch of Sea Turtles in ICCAT Fisheries;
- hh) Recommendation 14-06 on Shortfin Mako Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- ii) Recommendation 15-06 on Porbeagle Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- jj) Recommendation 16-12 on Management Measures for the Conservation of Atlantic Blue Shark Caught in Association with ICCAT Fisheries;

みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への
影響を緩和するための勧告

(第26回年次会合(2019年10月14-17日)において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

一部の海鳥類、とりわけアホウドリ類及びミズナギドリ類が、世界的に絶滅の恐れがあることを憂慮し、

みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀及びサメ類といった他の種に対しても、偶発的に危害を与えうることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第2条における生態学的関連種の定義を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第5条(2)において、締約国は、みなみまぐろ保存委員会に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることをさらに想起し、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意し、

2007年1月26日のまぐろ類 RFMO 神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に留意し、

2007年7月3-6日に東京で開催された第7回生態学的関連種作業部会(ERSWG)において、メンバー及び協力的非加盟国は、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提供するとされた勧告を再確認し、

次のとおり、勧告する。

1. メンバー及び協力的非加盟国は、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。

3. メンバー及び協力的非加盟国は、本勧告のパラグラフ 1 及び 2 に従ってとった行為について、拡大委員会に付属する遵守委員会に対し、毎年報告する。
4. CCSBT 事務局は、インド洋まぐろ類委員会、中西部太平洋まぐろ類委員会及び大西洋まぐろ類保存国際委員会の事務局との間で、生態学的関連種について関連するデータを収集及び交換する権限が与えられる。
5. 拡大委員会は、みなみまぐろを対象とする漁業の影響からの生態学的関連種の保護の強化という見地から、本勧告及び「CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議」の運用をレビューする。
6. 拡大委員会及び/又は必要に応じて補助機関は、みなみまぐろを対象とする漁業がもたらす生態学的関連種に対するリスクの評価を実施する。拡大委員会は、「CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議」の採択によってこれらのリスクがいかに軽減されたかについて検討し、リスクを軽減する追加的な措置が必要か否かについて検討する。

2021年 CCSBT パフォーマンス・レビューに関する付託事項

パフォーマンス・レビューパネルの構成

独立パフォーマンス・レビューパネルは、以下の記載による4名から7名で構成されるものとする。

- 拡大委員会（EC）の異なるメンバー出身の2名から4名の専門家。メンバーからの専門家は CCSBT における豊富な経験を有する者とし、遠洋漁業国、沿岸国及び発展途上国のメンバーを含むべきである。パネルは、グループ全体として国際水準の漁業管理、漁業科学、遵守及び法的管理に関する専門性を有するべきである。
- 2名の国際的に認知された独立外部専門家であって、グループ全体として、国際的な漁業管理（遵守を含む）及び漁業科学に関するベストプラクティスについての専門性を有する専門家。外部専門家は、パフォーマンス・レビューの実施にかかる契約の時点又は期間中を通じて、CCSBT 又は CCSBT メンバーの政府の公務員又は職員であってはならない。
- IOTC メンバー国であって CCSBT メンバーではない国から1名の専門家。

パフォーマンス・レビューパネルの議長及び運営

- パフォーマンス・レビューパネルの議長は、独立外部専門家から1名を EC が選出する。議長は、CCSBT 年次会合に対し、パフォーマンス・レビューパネル報告書の発表を行う。
- パネルによる決定を踏まえ、物理的なパネル会合を1回又は2回開催することが想定される。
- パネルは、パフォーマンス・レビューの実施及び報告書の作成にかかる運営上の取組方法について自ら決定する。
- パネルは、合意されたクライテリアに関する関係者からの提案を招請することができる。事務局は、パネルからの要請を受けて質問への回答及び背景情報の提供を行うとともに、パネル会合の調整を支援することにより、パネルのサポートを行う。事務局長は、パネル議長が要請した場合には、パネル会合に参加する。
- レビューパネルによる全ての作業は英語で実施される。しかしながら、事務局は、最終報告書を CCSBT の両公用語に翻訳する。

選出プロセス

パフォーマンス・レビューパネルの選出プロセスは以下に要約したとおりである。

- ECメンバーからの専門家は、パフォーマンス・レビューの開始前の委員会年次会合（すなわち CCSBT 27）において推薦及び選出される。
- 2名の独立外部専門家は、閉会期間中（CCSBT 27 より前が望ましい）に選出される。このプロセスには以下が含まれる。
 - メンバーから事務局に対し、独立外部専門家の候補者リストを、候補者の背景情報とともに提出する。
 - 事務局は、全てのメンバーに対し、候補者リストをその背景情報とともに回章する。
 - メンバーは、候補者の格付けを行うとともにパネル議長としての選好度を格付けし、事務局に対して通報する。
 - 事務局は、格付けの順位により適当な候補者に連絡し、レビューを実施する2名の候補者と調整する。

資金

- CCSBTメンバー出身の専門家による参加及び会合出席については、関連するメンバーが資金を拠出する。
- 2名の独立専門家にかかるコンサルタント料、旅費及び関連費用については、CCSBTが資金を拠出する。
- 必要な会場及び会議機器借料及びケータリング費用については、CCSBTが資金を拠出する。

CCSBTのパフォーマンスを評価するためのクライテリア

CCSBTのパフォーマンスを評価するために使用されるクライテリアは別添Aのとおりである。同クライテリアは、Kobeクライテリアをベースとして、ICCATの2016年パフォーマンス・レビューにおける関連クライテリアを取り入れるとともにCCSBTとの関連性は低いと考えられるクライテリアは除外する形で修正したものである。

パネルが利用可能なリソース

パフォーマンス・レビューパネルに対して提供されるリソースは以下のとおりである。

- [パフォーマンス・レビュー作業部会報告書（2008年）](#)
- [パフォーマンス・レビューに関する独立専門家（デヴィッド・ボルトン氏）報告書（2008年）](#)

- [CCSBT の 2009–2013 年におけるパフォーマンス：独立レビュー](#)
- パネルが要望するその他全ての公開済み CCSBT 会合報告書、文書及びデータ
- パネルからの質問に回答するための事務局スタッフ、独立議長（遵守委員会、拡大科学委員会及び生態学的関連種作業部会）及びメンバーへのアクセス¹

パフォーマンス・レビュー報告書

パフォーマンス・レビューパネルによる最終報告書は、以下を内容とする、簡潔かつ良く構成された読みやすい文書とするべきである。

- レビューを行うに当たって実施されたプロセス及び措置（例えば精査した文書、協議を行った個人等）の説明
- レビューの結果の説明
- レビューのクライテリアに照らして、CCSBT が委員会としてのパフォーマンスをどのように改善していくかに関するパネルからの勧告の提示
- パネルの視点による勧告の優先度

パフォーマンス・レビューパネルの議長は、2021 年 10 月の CCSBT 年次会合において最終報告書を説明し、報告書に対するメンバーからの質問に対応する。報告書は、年次会合後に CCSBT ウェブサイトの一般エリア及びまぐろ類 RFMO 合同ウェブサイト (www.tuna-org.org) において公開される。

パフォーマンス・レビュー勧告の検討及びフォローアップのプロセス

EC は、2021 年 10 月の年次会合において、パフォーマンス・レビュー勧告にかかる最初の検討を行う。同会合において、EC は、早期に実施する必要がある緊急的な勧告があるかどうかを判断する。

拡大科学委員会（ESC）及び遵守委員会（CC）は、それぞれの 2022 年会合において、パフォーマンス・レビュー報告書のうち各委員会に関連する側面について検討する。同年の EC 会合では、各委員会からの助言について検討し、パフォーマンス・レビュー勧告の実施計画の策定に関する戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）への指示を行う。

生態学的関連種作業部会（ERSWG）は、次回の ERSWG 会合の開催時（2023 年の早期に開催する可能性）において、パフォーマンス・レビュー報告書のうち同作業部会に関連する側面について検討する。

SFMWG は、2023 年の中頃に、全ての補助機関からの助言と EC からの指示を合わせて検討し、パフォーマンス・レビュー勧告の実施計画案を策定す

¹ 電子メール、電話、実際的かつ費用対効果が高い場合は直接対話による協議

る。2023年のEC会合では、パフォーマンス・レビュー勧告の実施計画について検討し、これを採択する。

同実施計画の進捗状況をフォローアップするため、これを将来のEC会合における常設議題項目とする。

CCSBT のパフォーマンスを評価するためのクライテリア

| 分野 | 一般的 クライテリア | 詳細なクライテリア |
|-----------|-------------------|--|
| 1. 保存及び管理 | 海洋生物資源の資源状態 | <ul style="list-style-type: none"> ● 最大持続生産量又はその他関連する生物学的基準に関して RFMO が所管する主要漁業資源の資源状態 ● これら資源の資源状態のトレンド ● 主要対象資源と同一の生態系の属する種、又は関連する又は依存している種（以下「非対象種」という。）の資源状態 ● これらの種の資源状態のトレンド |
| | データ収集及び共有 | <ul style="list-style-type: none"> ● UNFSA 附属書 I を踏まえたデータ提出に関するフォーマット、仕様及びスケジュールに関する RFMO の合意の程度 ● RFMO のメンバー及び協力的非加盟国が、個々に又は RFMO を通じて、漁獲対象種及び非漁獲対象種に関する完全かつ正確な漁業データ及びその他関連するデータを適時的に収集及び共有している程度 ● 漁業データ及び漁船データが RFMO によって集計され、及びメンバー間及び他の RFMO との間で共有されている程度 ● RFMO が、必要なデータ、特に考え得る未考慮漁獲死亡量に関するデータの収集及び共有にかかるギャップに対応している程度 ● 発展途上国におけるデータ収集を改善するためのキャパシティ・ビルディングの取組の実施の程度 |
| | 科学的助言の質及び提供 | <ul style="list-style-type: none"> ● RFMO が、所管する漁業資源及びその他の海洋生物資源、並びに海洋環境に関する漁業の影響に関する最良の科学的助言を受領及び／又は作成している程度 ● 科学委員会及び事務局の構造、プロセス、手続き及び専門性が RFMO の必要性及びリソース並びに最新のモデリングプラットフォームにおいて強く要求されるデータ及び技術的要件を満たしている程度 |
| | 参加及びキャパシティ・ビルディング | <ul style="list-style-type: none"> ● RFMO メンバー及び協力的非加盟メンバーが、科学的助言の提供に積極的に参加している程度 ● 科学委員会の活動に発展途上国が効果的に参加することを促進するためのキャパシティ・ビルディングの取組が実行されている程度 |
| | 長期的な計画及び調査 | <ul style="list-style-type: none"> ● RFMO が、科学委員会が実施する長期的な戦略を採択及び定期的にレビューしている程度 ● RFMO により直接調整又は実施される調査が、委員会の任務を達成するための必要性に合致している程度 |
| | 保存管理措置の採択 | <ul style="list-style-type: none"> ● RFMO が、資源の長期的な持続可能性を確保するため、また入手可能な最善の科学的証拠に基づいて、対象種及び非対象種の両方に関する保存管理措置を実施している程度 ● RFMO が、UNFSA 第 6 条及び責任ある漁業のための行動規範第 7 条の 5 に定められた予防的アプローチ（予防的リファレンスポイントを含む）を適用している程度 ● RFMO が、枯渇した、又は過剰漁獲状態にある資源に関する有効な再建計画を採択し、実施している程度 ● RFMO が、海洋生物多様性を保全する必要性を考慮しており、海洋生物資源及び海洋生態系に関する漁業の有害な影響の最小化に取り組んでいる程度 ● RFMO が、可能な限りの選択的、かつ環境的に安全かつ費用効果の高い漁具及び技術の開発及び使用を通じて、汚染、浪費、投棄、流失又は投棄漁具による漁獲、魚及び魚以外の種両方の非対象種の漁獲、及び関連種又は従属種（特に絶滅危惧種）への影響を最小化するための措置を実施している程度 |

| 分野 | 一般的 クライテリア | 詳細なクライテリア |
|---------------|------------------------|---|
| | 管理措置の相互性 | <ul style="list-style-type: none"> UNFSA 第 7 条を反映した措置の採択の程度 |
| | 漁獲割当及び 漁業機会 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、UNFSA 第 11 条を反映した、新たなメンバー又は参加者による参加に関する要請の考慮を含む、漁獲可能量の配分又は漁獲努力量の水準に合意している程度 |
| | 報告要件 | <ul style="list-style-type: none"> 効率性の改善、重複の排除及びメンバーに対する不必要な負担の削減のための RFMO 報告要件の解析 |
| 2. 遵守及び執行 | 旗国の義務 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO メンバー国が、RFMO を設立する協定の下、RFMO により採択された措置に従って、及び RFMO 及びその他の国際的枠組み（特に 1982 年国連海洋法条約、UNFSA 及び 1993 年 FAO 遵守協定を含む）の下に、必要に応じて旗国としての義務を達成している程度 |
| | 寄港国措置 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、UNFSA 第 23 条及び責任ある漁業行動規範第 8 条 3 項のとおり、寄港国としてのメンバー国の権利義務の行使に関する措置を採択している程度 RFMO が、違法、無報告、無規制漁業を防止し、抑止し、及び廃絶するための FAO 寄港国措置協定に従って寄港国措置を採択している程度 これらの措置が効果的に実施されている程度 |
| | 監視、管理及び取締り (MCS) | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、統合的 MCS 措置（例えば VMS、オブザーバー、漁獲証明及び貿易追跡スキームの使用要件、転載の制限、立入検査スキーム）を採択している程度 これらの措置が効果的に実施されている程度 |
| | 違反の追跡調査 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO とそのメンバー及び協力的非加盟国が、管理措置に対する違反を追跡調査している程度 |
| | 非遵守を確認及び阻止するための協力メカニズム | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、遵守を監視するとともに、非遵守を確認及び阻止するための適切な協力メカニズム（例えば遵守委員会、船舶記録、非遵守に関する情報共有）を設立している程度 これらのメカニズムが効果的に利用されている程度 |
| | 市場関連措置 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、メンバー国の市場国としての権利義務の行使に関する措置を採択している程度 これらの市場関連措置が効果的に実施されている程度 |
| | | 報告要件 |
| 3. 意思決定及び紛争解決 | 意思決定 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、適時的かつ効果的に保存管理措置の採択を促進するような透明かつ一貫性のある意思決定手続きを保有している程度 |
| | 紛争解決 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が紛争解決のための適切なメカニズムを確立している程度 |
| 4. 国際協力 | 透明性 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、UNFSA 第 12 条及び責任ある漁業のための行動規範第 7 条 1 項の 9 のとおり、透明性をもって運営されている程度 RFMO の決定、会合報告書、意思決定の基礎となる科学的助言及びその他関連する資料が適切なタイミングで公表されている程度 |
| | 機密保持 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、機密である情報及びデータの共有に関する安全性の高い機密保持基準及びルールを定めている程度 |
| | 協力的非加盟メンバーとの関係 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、メンバーと非メンバーとの間の協力（協力的な地位の付与に関する手続きの採択及び導入を通じた協力を含む）を促進している程度 |
| | 非協力的非加盟メンバーとの関係 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO に協力的でない非メンバーの船舶による漁業活動、並びにそうした活動を阻止するための措置の程度 |
| | 他の RFMO との協力 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、他の RFMO（地域漁業機関事務局ネットワークを通じた協力を含む）並びにその他関連する国際機関と協力している程度 |

| 分野 | 一般的 クライテリア | 詳細なクライテリア |
|--------------------|------------------------------------|--|
| | 参加及びキャ パシティ・ビ ルディング | <ul style="list-style-type: none"> RFMO のメンバー及び協力的非加盟国が、委員会及び委員会の補助機関の作業に積極的かつ有意義な形で参加している程度 委員会及び委員会補助機関の作業への発展途上国の効果的な参加（リーダーとしての立場を含む）を促進するためのキャパシティ・ビルディングの取組及び組織的な取決めが実施されている程度 |
| | 発展途上国に関する特別な要 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、UNFSA 第 24 条及び第 25 条、及び責任ある漁業の行動規範第 5 条を踏まえ、発展途上国の特別なニーズを認識し、発展途上国との協力関係（漁獲配分量又は漁業機会を含む）の方式を追求している程度 UNFSA 第 26 条のとおり、RFMO メンバーが、個別に、あるいは RFMO を通じて発展途上国に関連する援助を提供している程度 |
| 5. 他の RFMO との比較 | ベストプラク ティス | <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、対象種及び非対象種に関する保存管理措置の採択及び／又は実施状況、その権限の下でのリソースの状態、科学的プロセス及び手続き、及び MCS 措置と遵守状況のレビュー手続きの採択及び実施状況について、他 RFMO を比較しての RFMO のパフォーマンスの程度を評価する RFMO がそのパフォーマンスを強化できる分野／ベストプラクティスの特定 |
| | Kobe | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が Kobe III 勧告を実施している程度、及び他のまぐろ類 RFMO の実施の程度との比較 |
| 6. 財政及び運 営上の課題 | RFMO の活動 のためのリソ ースの利用可 能性 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO の目的を達成し、及び RFMO の決定を実行するための財政上及びその他のリソースが利用可能となっている程度 |
| | 効率性及び費 用対効果 | <ul style="list-style-type: none"> RFMO が、委員会の目的をサポートし、及び運用の継続性（明確かつ透明な事務所の方針、構造、役割及び責任、及び承認系統の確立、効果的な内部及び外部とのコミュニケーション、及び事務所の計画及び運営に関するその他の側面を含む）を確保するための、事務局を含む人的及び財政的リソースを効率的かつ効果的に管理している程度 |